

欧州復興開発銀行の知的支援

- 中央アジア諸国の法整備における協力 -

平成8年9月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

総研

JR

96-56

欧州復興開発銀行の知的支援

- 中央アジア諸国の法整備における協力 -

平成 8 年 9 月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

「国総研セミナー」とは.....

国総研セミナーとは国際協力事業団国際協力総合研修所において行っているセミナーの略称で、国内外の有識者、援助関係者により、わが国の国際協力にかかわる関係者を対象に開発援助の現状、課題、展望等の情報を提供することを目的としています。

本出版物は、講師の了解を得て講演の要約をまとめたもので、編集の責任は国際協力総合研修所にあります。

国総研セミナー

テ ー マ：欧州復興開発銀行の知的支援
- 中央アジア諸国の法整備における協力 -

日 時：平成8年9月12日(木) 10:00 ~ 12:00

場 所：国際協力総合研修所 2階 大会議室

講 師：佐藤 安信
欧州復興開発銀行法務部 弁護士

講師略歴：1981 司法試験合格
1982 早稲田大学政治経済学部卒業
1984 弁護士登録(東京弁護士会)
1984 - 1988 高橋勉法律事務所勤務
1989 ハーバード大学・ロー・スクール法学修士
1989 - 1990 Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton 法律事務所
(米国ニューヨーク市及びワシントン市)勤務
1990 ニューヨーク州司法試験合格
1990 - 1991 Loeff Claey's Verbeke 法律事務所
(オランダ国アムステルダム市及びベルギー国ブリュッセル市)勤務
1991 ニューヨーク州弁護士登録
1991 - 1992 国連難民高等弁務官オーストラリア・ニュージーランド・
南太平洋地域事務所法務官
- 1993 国連カンボジア暫定統治機構法務・人権担当官
1993 - 三井安田法律事務所(国際金融法務)
1995 - 欧州復興開発銀行法務部に出向

1993 - 1995 「カンボジア日本法律家の会」設立、同事務局長
1994 - 1995 日本弁護士連合会人権擁護委員

主な著書：「新 EC 合弁規制関連規則等の概説」
(国際商事法務第19巻2号及3号、1991)
"New Directions in Japanese Foreign Policy",
THE POLITICS OF DEMOCRATIZATION, Westview Press(1995)
「平和と人権のための国際協力」国際協力誌平成7年10月号ほか

【司会】

近年、法の支配、司法権の確立の重要性が、開発援助の分野で活発に議論されています。JICA事業におきましても、ヴェトナムにおける法整備への支援等の活動が注目されています。本日は、欧州復興開発銀行法務部の弁護士、佐藤安信先生を講師としてお迎えしまして、EBRD（欧州復興開発銀行）の知的支援、特に法整備における支援、その経験と教訓について講義をしていただきます。

佐藤先生は以前、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）、UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）でそれぞれ法務官、人権保護官として活躍されておりました。現在は、欧州復興開発銀行の法務部で、弁護士としてお仕事をされております。また先生は学術面でも、ハーバード・ロー・スクールを修了された後に、私法、公法を問わず、広い分野で研究活動を活発にされてきておられます。それでは、佐藤先生よろしくお願いたします。

欧州復興開発銀行の知的支援
- 中央アジア諸国の法整備における協力 -

欧州復興開発銀行法務部 弁護士
佐藤 安信

今日は朝からお忙しいところを、わざわざ来ていただきまして大変ありがとうございます。こういった機会を作っていただけて、非常に感謝しておりますし、できる限り、皆様のご期待に応えられるようなお話をしたいと思います。しかし、何しろまだまだ未熟者として、あまり大したことはできないのではないかという不安もあります。そういう意味でも、私自身もまだ移行期というか、発展途上にございまして、皆様からのインプットをいただき、私なりに今後、日本との関係の中で役立てていきたいと思っております。そういったご趣旨で本日のセミナーをご理解していただければと思います。

なぜ私自身がEBRDに行き、法制支援をやっているか、ということをよく聞かれます。いまご紹介にあずかりましたように、もともと国連の難民関係の実務とか人権関係、UNTAACでカンボディアに行っていました関係で、そういったことをやっていたのが、なぜ国際金融で、しかも法律整備をやっているのか、ということをよく聞かれます。その点からお話をさせていただければと思います。それは、いまやっております活動の背景というか、基本的にその目的の部分にもかかわってくることで、まず、UNTAACでの経験から得られた教訓についてお話しします。これについてはすでに、1995年10月にJICA「国際協力研究」に事例研究として載せていただきました。

カンボディアのプノンペンから北に95kmくらいのコンポンチュナンという町で、人権担当官ということで、この州の人権を監視し、また人権侵害があったときに、その捜査をし、また人権に関する教育をするというポジションに私はあったわけです。そのときに、ある女性が文民警察官の目の前でトラックにひき殺されまして、その家族が、犯人がもうわかっているということで、訴えに来たわけです。しかし、これは当然UNTAACの任務外のことですので、民事不介入というか、パリ和平協定では関係ないことだからということで、お引き取り願ったわけです。

しかし、その家族は納得しなかったわけです。というのも、その犯人が、その地区の知事に関係する人で、とても損害賠償請求はできないということだったのです。UNTAACからも見放された家族はどうしたかと言いますと、山にこもっているポルポト派に助けを求めまして、そのポルポト派の将軍から、「1週間以内にこの家族に200ドルのお金を払わないと、お前を攻撃して殺す」という脅迫状を書いてもらって、その脅迫状1通で、知事は渋々お金を払ったということがございます。

いま、そのカンボディアでポルポト派の崩壊ということが言われていますが、ある

意味で皮肉なことに、いま、ポルポト派は逆にロビンフッド的な役割を果たしているという状況がございます。これはすなわち信頼できる救済手法、法律が十分でないために起こってくる1つの皮肉でありまして、そういった意味から、UNTACの平和創造というものは、まずそういう整備ということにも向けられていったわけです。

また、私は人権担当官でしたので、「人権、人権」と言っておりまして、「国連の人権条約に加入しなさい」という指導をしたりとかいうこともやっていたわけですが、私の目の前で、ある警察官が1人の男を殴りつけまして、「この男は、そこでいま万引きをした」と言うわけです。当然人権担当官として、拷問はやってはいけないことから、とりあえずちゃんと調べて刑事訴追をすればよい、という指導をしようとしたわけです。ところが、その警察官いわく、「自分はこの犯人の生命を助けたのだ。なぜ俺が怒られなければならない」と言うわけです。万引きなどを見つかると、もう住民にリンチにかけられて、ひどいときには吊るし首で殺されてしまう場合も多々あるわけです。これはやはり、実際に刑事裁判が機能していないことによる「ストリート・ジャスティス」と言われているものなのですが、こういうものに直面して、単にいくら条約を批准したり、人権というのはこういう素晴らしいものだということを言っても、意味がないということをつくづく感じさせられたわけです。

いま1つ、これは私の今回の講義の結論部分にもなると思うのですが、あるとき、女性委員会というところに行きまして、まさにこれは人権教育ということで、女性の権利についてお話をしたわけです。そのとき聞きに来られていた女性の方が、手を挙げられて質問をしました。「自分の娘は最近ある村の男に強姦をされた。強姦されたのだけれども、その男はうちの娘と結婚してくれようとしな。何とかUNTACから言って、結婚をさせてやってくれ」と言うわけです。私は、結婚というのは両性の意思に従ってなされるもので、意思に反して結婚は強制されてはならないという話をしていたのですが、逆に、「強姦された娘をその男と結婚させる」ということを求められたわけです。初めは自分の耳を疑ったわけですが、よく考えてみると、女性が一人立ちできないような社会構造の中では、いわゆる「傷ものにされた女性」は、その男と一緒にするというのが、その女性の最大の救いというか、そういった発想だったようです。

また、私のほうから「そういった強姦で子供ができた場合はどうするのか」と聞きましたら、子供は仏教の教えでは、たとえまだ生まれてこなくても、墮胎というのは絶対いけないということを言っています、日本から来た私にとってみれば、非常に衝撃を受けたわけです。

こういう意味で、文化、伝統、歴史、社会を十分理解しないままに法律を作ろうとすると、非常な困難なり、あるいは逆効果を生んでしまうのではないかと、ということを実感したわけです。そういったことで、UNTACは1年ちょっとの任務で終わってしまいました。法整備というか、制度を作って平和を回復していくという今後の課題を残したまま、後髪を引かれるような思いでもって、UNTACの仕事を終えて

いったわけです。

その後、たまたま国際金融関係の事務所に入りまして、途上国のプロジェクト・ファイナンス、いま日本では民活とか言われておりますが、そういった仕事にかかわっておりました。これはダムとか、大きな社会インフラ、そういったものを国家ベース、国家プロジェクトということではなくて、民間プロジェクトとしてやっていくのです。すなわち、民間の投資銀行から金を集めて、会社制度を作って、そこに金を流し、いわゆる政府保証のない民間ベースでやっていく仕事でしたので、その関係の法律には、それなりの研究が必要でした。

たまたま、EBRDで法制支援のための事業に日本から弁護士を求めているという話を聞きまして、運よくそちらのほうに入れていただきまして、いま、そこで仕事をしています。基本的には欧州復興開発銀行が担当しております各国々は、東欧、旧共産圏ですので、旧ソ連を含めまして、いま26カ国になりますが、そちらが民間投資を誘致し、市場経済移行に向けての努力を支援する際、法的な観点から手助けするのが、いま私がやっている仕事であります。

では、EBRDとはどういうものなのでしょうか。皆さんは大体ご存じだと思いますので、あまり詳しくはお話をしませんが、簡単な資料はコピーをお配りしております。欧州復興開発銀行、「中東諸国の市場経済移行支援のため設立された、最も新しいMDB（マルチラティラル・ディベロップメント・バンク）」（資料1）これは大蔵省から出ているMDBについての一般の冊子からコピーさせていただきました。ご存じのように、1991年に設立されて、いま58カ国の加盟があり、あと欧州共同体、EUそのものと欧州投資銀行（ヨーロッパ・インベストメント・バンク）この60のメンバーがあります。

もともとの発想と言いますのが、1989年にベルリンの壁が崩壊しまして、共産圏が総崩れになり、いわゆる市場経済に向かうという段階になって、特に西ヨーロッパとアメリカを含めた国々が、ある意味で非常に困惑したわけです。すなわち、壁が崩れてしまえば、雪崩をうって東欧ないし旧ソ連の人が、西欧に難民として入ってくるのではないか。そういうことがありまして、当時フランスのジャック・アタリさんという方が一計を案じて、こういった発想をされたと聞いております。そこでの発想では、開発銀行というよりは、むしろ投資銀行に近いものをイメージしたのです。すなわち、東欧にしろ、旧ソ連にしても、途上国ではありません。基本的に資源を持っているし、それなりの技術もあります。何が必要かと言えば、要するに経済のシステム自体を変革し、その持っていく方向を間違えなければ、当然先進国としてやっていけるころなのであるから、開発銀行という形でグラントでもって援助するというのではなくて、むしろ金は自分たちも儲けるといことです。西ヨーロッパ諸国自身も投資チャンスであるということで、いわゆる投資機会として考え、投資と市場経済移行というものを1つのセットにしたものが、EBRDという1つの機関として誕生したわけです。

E B R D の設立条約によりますと、その前文と1条には、まず第一に、旧ソ連、中東欧の市場経済移行を醸成するということ、次に民間投資を促進することを任務とする、とあります。実際こういった任務を遂行するには、当然銀行ですので、投融資を通じてやることになっております。投融資と申しまして、具体的にはローンを組んだり、保証をしたり、資本参加、実際の株式投資をするわけです。ジョイント・ベンチャーとして株主として入る場合もありますし、あるいは債権引受けのような形をもって、証券関係の引受けとか、とりあえず、いま資本主義国でやっているあらゆる投融資手段を講じて、こういった支援をすることになっております。

さらに、世界銀行とかアジア開発銀行とか、他のいわゆるMDBとの違いとしてよく言われますのは、E B R D は民間投資を促進する観点から、我々の資金の60%以上は民間投資でやるのです。すなわち、政府貸付けとか政府保証をとった貸付けは、40%に留めるということになっております。現実はどうなっているかと言いますと、この5年間で80%以上は民間投融資ということになっておりまして、その70%はプロジェクト・ファイナンス、民活という形になっております。年間、大体125件のプロジェクトをこなしていきまして、現在のところまで、ここ5年間で約400件のプロジェクトを抱えており、実際320件の案件については、すでにサインしてコミットしております。大体金額的には、約60億イキュという額で、実績を持っております。

こういった民間貸付けをするうえで、我々は低利で貸し付けているのかと言いますと、これがよく途上国の人から騙されたと言われるのではないかと思うくらい、準民間投資銀行並みの金利を取ります。非常に高金利でございまして、我々としては、これは健全な銀行業務の一環であると考えています。すなわち、E B R D というのは移行経済国の助っ人ではあるけれども、我々も同時に市場経済、資本主義におけるプレイヤーであり、よき資本家でもある。そういった意味で、まず、自分たちが金儲けをします。ですから、はっきり言いまして、お金儲けができない案件にはお金をつけないことになっております。ですから、これは厳格な審査がございまして、そういう意味では、むしろ開発銀行というよりはインベストメント・バンクに近いものとなっております。

そこでよく言われますのは、どうしてそんな高金利で途上国なり、開発途上国に貸せるのかという話があるわけですが、ここがE B R D のE B R Dたる所以で、要するに、E B R D としてはいわゆるカタリシスというか、触媒作用における媒体として存在するのです。自分1人で貸し付けるわけではなくて、市中銀行を巻き込み、市中銀行ではとれないリスクをとっていくことになっております。ですから、E B R D でよく言うのは、我々は民間の格付機関からもトリプルAの格付けをもらっていて、これを崩すことはできないということをおっしゃっております。

こういったことから、今年の4月の総会で資本金が倍増されることになりまして、現在100億イキュから200億イキュの資本金増資が認められております。いま国際機関は軒並み縮小とかリストラをやっているところであり、これは、非常に特殊な

ケースだと思うのです。そういう意味からして、国際機関のあり様というものも、ひとつこういった方向が新しいのかなという気もいたします。

では、そういったインベストメント・バンクにもかわらず、一体的支援とかについては、どういうことをやっているのかということなのですが、設立条約の中に、被援助諸国が世界経済の一員として、我々の仲間として、対等の経済活動を営めるように技術援助をすべきだ、行わなければならないということになっております。つまり、資本主義は競争なわけですが、弱肉強食で弱者を切り捨てということになりますと、これはまさに資本主義の矛盾を露呈してしまうわけですから、ある意味で、そういうゲームに参加するために必要な技術を移転するわけです。そういった中で、同じ土俵の上で経済活動を営み、やっていくということでございます。そういう意味で、我々にもそういった技術協力をする責務というものがございます。

ちょっと割愛しましたが、EBRDのこういった任務の背景には、やはりヨーロッパを中心にした非常に大きな哲学として、民主化の促進と人権の伸長、法の支配の確立という、我々が「政治マンデッド」とよんでいるものがございます。設立条約の1条にも、多党制民主主義を標榜しない国を支援しないことになっておりますので、独裁を続けて民主主義を否定するということがあった場合には、EBRDとしては、その資金をストップするなり、貸付けをしないといった手段をとることになっております。そういった意味でも、人権の伸長とか民主化という点に、側面からサポートすることになっております。

この点、私自身「人権派弁護士」と言われているように、人権とかに思い入れがあったものですから、まず、ロンドンに赴任して、民主化、人権のための法整備などと言っておりましたら、投資銀行ですので、だいぶ感覚が違っていました。今回は個人的資格ということでお話をしていますので、とりあえず自由にお話をさせていただきますが、言ってみれば、そういう時代もあったようなのです。人権とか民主化のための法整備というか、そういった方向での技術支援というの、直接的にあったようです。

これはジャック・アタリさんやフランス系の人たちが作ったものですから、そういう発想があったと思うのですが、ジャック・アタリさんは金を使いすぎたというか、だいぶ無駄遣いをしてしまいました。ご存じかもしれませんが、ヨーロッパ・バンク・フォア・リストラクション・ディベロップメントのことをマーベラス・バンク・オブ・マーブルズと言われるくらいに、大理石できらびやかに出来た銀行でして、ちょっとやりすぎではないかということで叩かれました。

基本的にジャック・アタリさんはそれで責任をとって辞めたわけですが、その流れで、その当時8つか9つあった民主化政治コンサルタントというか、そういう政治関係、民主化関係を担当しているオフィスが潰されてしまいました。いまの2代目のジャック・ドラジエフさんはIMFから来られた方ですから、できるだけ組織をスリムにしようと思いました。EBRDの前にはファット・レディという馬鹿デカイ女性のグラマーなヌードが置いてあるのですが、これをできるだけ細身にしようということ

で、そういう意味ではプロフィットビリティ第一主義になってしまいました。正直なところ、政治関係、民主化関係という面がかなりなくなってしまいました。少なくとも私がいる法整備をしているところは、ある程度そういうことが出来るのですが、基本的には銀行の利益に直接結びつかないことには、なかなか手を出しにくいというところはございます。

では、知的支援というのはどういうことをやっているのか、その特徴ということなのですが、EBRDの知的支援はテクニカル・コーポレーション、我々は略語で“TC”と言っております。EBRDに加盟国が拠出している拠出金以外に、別に技術協力基金というものがあり、そういったものから出ております。冊子「中東欧諸国の市場経済移行支援のため設立された、もっとも新しいIMDB」(資料1)のほうにも、技術支援業務について述べられていますが、ここから各国々から拠出された資金を使って、技術支援を行っております。こういった各別会計の技術協力基金によって仕事をしておりまして、やはり案件に直接結びつくという意味では、F/S(フィージビリティ・スタディーズ)などが割に多いわけですが、各銀行案件を作るうえでの必要なコストという感じでやっているというのが実情です。

また、それは無償でやるわけですが、案件が実際に成功して、利益が出る段階になった段階で、これを償還してもらおうということもやっております。具体的にはどんなのがあるかということ、よくあるのは、ロシアをはじめ、その企業の会計関係です。いわゆる旧共産圏の会計制度は、資本主義の我々の会計制度と全く違ったもので、とてもロシアの会計制度では、どれだけの資産があって、実際の企業の体質などはわけがわからないということで、まず、大手の会計事務所に頼んで、いわゆる会計監査とか、どういった資産があるかを調べるとか、そういったことを含めてやるわけです。これが結構TCとして入っているようです。

特に中央アジア諸国を考えてみますと、割にまだその案件がなかなか出てきにくいということもありまして、もう少し緩やかな感じでやっております。例えば日本人の方が最近作られたTCの案件は、中央アジアの銀行員の研修ということで、日本の国際金融情報センターとか、こちら側のほうに受け入れてもらって、日本の市中銀行でしばらく研修をしてもらう、ということもやっております。

また、これはちょっと名前を忘れてしまったのですが、たしかTAMといったと思うのです。帰国2、3カ月前に、ある日本人の方がやはり作られた案件で、もともとEBRDにあるスキームなのですが、中央アジアの国で、国家の資産を債務でどうしようもないものを破産させる形をとると、これからまだ企業として伸びていくようなものは別口に残していくわけです。そういった新しい中小企業などを育成していくために、その各経営者と一緒に、経営をサポートするコンサルタントという形で、実際に中央アジアのその国に行っていただいて、そのアドバイザーになっていただいて一緒に働く。ボランティアの意味があるのですが、欧米の方を中心に、また日本の方も入られると思うのですが、いわゆる中小企業などをもう定年退職され経験をお持ちの

方がリストアップされています。その方々を通じて、実際に日常の経営はどうやってやっていくのかということを一教してもらおう。こういう案件を作ったりもしているようです。

我々の知的支援というのは、世銀とかIMFなどのようなマクロ的なものまでは出来なくて、基本的には投資銀行タイプの案件ベースですから、案件に結びつく投資としての技術支援という様相を持っております。そういう意味で、いわゆる銀行ということですので限界がございまして、私なども、中央アジアのEUのオフィスなどに行きまして、法制支援の話などをしたいと言いますと、変な顔をされて、いつもEUの人がEBRDに行くと、自分たちは銀行だから何もできないと言われるということです。そういう意味では、銀行でありつつ、なおかつ、ある程度その枠を越えたものをやろうとしているところで、いまちょっとジレンマがあるわけです。

では、実際に法制整備支援はどのように行われているか、ということをご説明したいと思います。まず、法制度整備支援は、私が行く前から、一応EBRDでもいくつかやっております、これはいま申し上げたように、投融資事業に直接必要となる法制の整備ということでやりました。例えば鉱山開発のために鉱山法、鉱山の天然資源がどこに帰属するのかとか、掘った後誰に帰属するのかとか、税金の問題とか、いろいろございます。中央アジアも結構多いのですが、テレコム事業を民営化してやっていく事業がございまして、まだ民営化する以前に国家貸付けということでやる場合もあるのですが、いずれにしてもテレコム関係の事業をするためのテレコム法とか、まさにその案件の必要不可欠な要素として、技術支援をやっていたという部分もあるわけです。

ただ、大体予想がつくでしょうが、やはりそういった形でやっておりますと、非常にちぐはぐなものになってしまって、いわゆる一般法がないところで、テレコム法だ、鉱山法だとか言っても、全然機能していないという問題があるわけです。そういう部分で、もっと総合的にやらなければいけないということは、前々から言われていたようです。その関係で1つ注目すべきは、EBRDが、担保モデル法を93年から94年にかけて作ったということです。銀行がいちばん関心のある法律というのは、やはり銀行が貸し付けるために必要な法律ですから、担保法というわけです。担保なくしてお金は貸せない。これは民間投資ですから、当然そういうことになるわけです。そういった担保法すら、まだない国が多く、あっても、まだ不十分な国がほとんどです。そのために、モデルになる担保法の草案を作ったのがEBRDです。

これは「モデル・ロー・オン・セキュアード・トランザクション」と言いまして、「ジャパン・ユーロ・オブ・コーポレーション・ファンド(日本・ヨーロッパ技術協力基金)」、これは大蔵省がEBRDに拠出している技術支援の資金ですが、ここからいただいたお金で作りました。そういう意味では、非常に日本にも関連があるのですが、残念ながら、日本の法律家は実際に介入していないようなのです。担保法がどういうものなのかということは、常識的なことをご理解いただければよろしいと思いますが、非常

に画期的なものということで、法律家の間でも非常に評価されておりまして、世界銀行なりIMFが何かそういったアドバイスをする際にも、用いられているということでございます。こういったものは、また各案件とは別に作ったわけなのですが、これは直接にEBRDの今後の活動に重要だということで、1つの案件として認められたものです。

市場経済が移行していく過程で、すでにもう総論段階から各論に入った、ということとはよく言われます。まさに法整備においても、一応大まかな法律が整ってきているようなのですが、実際には機能していない。これはご推察のように、その法律を運用するための人づくりなり、あるいは施行細則とか、そういったレベルまでまだ十分に機能していないということがございますので、そういったことが今後必要になる。こういった前提で、法制支援の特別なチームが出来る必要が出てきたわけです。

その法制支援チームが出来る前に、法律がいかに投資を促進するために必要なものかということ、一応分析したものがございます。これが“TRANSITION REPORT”という、EBRDが毎年出しております報告書の中の第6章に入っております。第6章“THE CONTRIBUTION OF LAW TO FOSTERING INVESTMENT”は、投資を促進するための法ということで、非常に詳細な調査をしたうえで、法的な面から各国々を格付けしたということもありまして、非常に注目されたものでございます。

では、“TRANSITION REPORT”の内容で関連する部分を説明したいと思えます。

実際に国際基準に関係する法のルールと、実際に投資に役立つ法律が一体どういうものなのかということ、改めてEBRD自身が検証しようという必要がありました。それには調査をして、それを実際に格付けするという目的があったわけです。

では、一体国際基準に合致する法制度とはどういうものなのか。例えば「法の支配」と言われているものがあるわけですが、実際に法律によって行政が行われ、法律に従って紛争が解決されるということです。また、いわゆる経済権と言われているものも人権である。例えば所有権と言われるものは、不可侵ということでブルジョア革命から言われているわけですが、共産圏から移行する段階において、まず、この確認から始めました。実際には、そういった国際基準というものを各条約とか世銀のガイドラインとか、そういったものを参考にして研究したわけです。

実際に投資に役立つ法律ということで、投資にとっていちばん必要なことは何かと言いますと、やはり内外人の平等というか、外国人だからということで差別がないということとか、財産権の保障ということで、まさに人権ということなのです。その財産権を没収するとかいうことであれば、それなりの保障をするということ、また実際に投資して、その実際の投資をリターンするための法制度とかが必要となります。特に注意しなければならないのは、日本人の社長を狙った犯罪にありますように、経営人のセキュリティも十分整っていないと、実際の投資はできないということです。

もう少し理念的に申しますと、どれだけ法律が明確であって、我々がその法律を入手できるかということです。実際、その法律の条文自体が明確であって、一貫性があ

て、予測可能であるということ、またその法律に実際、民意が反映されているということは、ある意味で法的安定性を担保するものでもありまして、こういったことまで考慮する必要があるということです。また、実際に法律が行政上どのように機能しているか、つまり、行政府がどれだけ法を尊重しているか、実際の破産とか、あるいは破産制度においてどのように機能したりしているか、あるいは実際にその登記・登録はちゃんと法律に従って行われているか、という点も重要です。特にその法律が不明確なところでよくあるのは、汚職の問題ですので、こういった点も考慮しなければならないわけです。

また、司法的にどれだけ機能しているかということで、実際の裁判の独立が問題となります。デュー・プロセスと言われているような、公正な裁判が実現されているかどうか。また、これも重要なことですが、政府に対してクレームを出して、政府の責任を追及できるかということも、1つの重要な要素になります。

実際の調査結果を4つのコラムにまとめてみます。まず、法律がどれだけ出来ているか、どれだけ法律があるかということ、これは客観的にわかるわけですが、こういったものが第1コラムです。第2コラムは、実際その法律がどれだけ明確、かつ透明性があるか、我々がその法律を入手することが出来るかということです。実際法律があっても、秘密の法律だったら意味がないわけです。それが第2コラムです。第3コラムは、法律が行政的にどれだけ尊重されているか、登記・登録がすぐに行われるかとかということです。第4コラムとしては、実際に裁判という形で、最終的にその権利が実現されるのかどうかということです。

以上をもとにレーティングを行い、格付けの結果を出してみました(1995 Transition Report, table 6.1・資料2)。ここで表示する1から5の数字のうち、5というのがいわゆる市場経済、先進国並みの法律ということで、1というのがいちばん駄目だということです。チェコ、ハンガリー、ポーランドは上位にあります。一応星印が4プラスということで、いちばんいいということです。

スロバキアまでいって、大体ベラルーシ辺りですと、もうエフェクティブネスが1です。エフェクティブネスというのは、コラムの3つめです。エクステンシブネスというのは、第1コラムの、法律がどれだけ出来ているかということです。エフェクティブネスというのは、法律がどれだけ明確、かつ入手可能かということと、行政的かつ司法的にどれだけサポートされているかということです。

中央アジアの国についていえば、カザフスタンが3、1、2と、大体こういうことになっております。

ロシアのレーティングが、まさにこの国の状況を表しているのではないかと思うのです。エクステンシブネス、つまり法律がどれだけ出来ているかというのは4ランクになっているのですが、実際にそれが機能しているかということになりますと、1ということで、トータルで2というランクになっております。これは投資家の方などのお話を聞いても、法律はあるのだけれども、すぐ朝令暮改で変わってしまうし、全然そ

の法律どおりやってくれてないというコンプレイントがあります。調査の結果、まさにこれが実証されたということです。

タジクはご存じのように、まだ紛争がありますし、トルクメニスタンもまだ国としても、移行というものに非常に慎重で、まだあまり進んでいないということで、トータルが1という結果です。やはり中央アジアの諸国は、ほとんど下位ランクになっております。

こういった調査結果を踏まえて、法制支援のプログラムを作っていました。次にリーガル・トランジションの説明に移ります。法制支援チーム、リーガル・トランジション・チームと言っておりますが、これは95年の8月に出来ております。私はその関係の立ち上げから係っております、去年の6月からそういった準備作業、いま申しました調査などにも携わっております、もう約1年ちょっと経っているわけです。

ちょっと重複しますが、投資をひきつけるための要素としては、もちろん経済的な安定性、マクロ経済の安定とともに政治的な安定性、また政治的なサポートも必要ですが、やはり法律と規則の法環境の整備が必要になるわけです。

法整備、法環境というのは、実際にビジネスに関する法律ですが、どういう法律かと言いますと、やはり所有権に関する法律です。また、担保に関する法律です。担保を作って、その担保を、こういう担保がありますよと。日本でも抵当権とかは登記しないと、対抗できないというのはご存じだと思いますが、実際にそういう登記をする制度です。また、実際の契約がちゃんと実行できる、契約の執行力という問題もあります。また、国際商事仲裁は契約の実効にもかかわるわけですが、いざ不履行があった場合に、裁判所に持っていくわけです。大体我々が扱っている国では、なかなか裁判所も十分機能しないものですから、国際的に認められた仲裁裁判所に持って行って、その判決に従って、その国で実行してもらい、強制執行してもらうことが必要になるわけです。そこに会社法、破産法、あるいは環境法の必要性があるのです。申し遅れましたが、EBRDはグリーン・バンクと言われておりまして、非常に厳しい環境アセスメントが求められております。こういった法律整備の関係でも、環境アセスメントが入りまして、例えば私は破産法などをやったのですが、コメントが来まして、破産をしたときにその破産の財産を分配する際に、まず優先的に、土地を汚染したら汚染を回復するために使うとか、そういったことまでいろいろと言われて、ややたじろいだ覚えがあります。あと、労働法も重要です。

司法的なサポートというのは、司法の独立、裁判官の独立といったことで、これはもちろん共産圏では裁判自体が非常に行政的な一部だったものですから、まず、そういう発想がないということもございます。また、その裁判官以外にも、弁護士のプロフェSSIONALとしての教育とか、強制執行と先ほど申しましたが、実際に強制執行するための仕組み、そういったものを作る必要があります。

実際の任務としては、我々は銀行ですので、やはり投資家のイニシアチブをサポートするような形で、実際にそれが移行経済にとってプラスになる、その移行経済を促

進するために必要な法整備をする。これは一応いままで申し上げたことです。具体的にはどういう目的を持ってやるのかと言いますと、投資環境を向上させるということで、銀行が貸付けをできるような案件を作る数を増やしていく。また、実際に経済開発が順調に進むための法整備、法の支配というものを根づかせるということです。実際には、その国の担当をしている省庁、大体法務省が多いですが、そちらと協議して、どういう法制が必要なのかということも協議するわけです。そして、彼らの理解を得て始めるわけで、まず、国のほうからの要請書が出てこない、我々としても動かないわけです。やはりそれに至るまでには、こちらでかなりイニシアチブをとる場合もあります。

また、我々がやる仕事はほかにやるところがないということが前提で、ほかにやる人がいれば、その人にやってもらうということなのです。まず、いかにほかには出来ないかということで、そういうジャスティフィケーションがないと、我々がタッチ出来ないということもあります。また、私どもが毎年作っております「カントリー・ストラテジー」という、銀行の戦略に従って行うわけで、それと整合性があること、また実際、銀行のこういった案件に、それが今後つながっていくのかということも説明することが必要です。

最後に、特に法が有効であるために、トレーニングの必要性が言われておりますが、現実問題として、銀行サイドとしてはほとんどトレーニングには興味がないというか、実際には難しい。ですから、この辺は後で申し上げますように、JICAベースとか二国間ベースでやっていただくしかないのではないかと思います。

E B R Dで実際どういうことをやったかと言いますと、いままで1年間で約28件くらい、17カ国にわたってやっております。いま、大体8件が実際に動いている。特に先ほど申した担保のモデル法に従ってアドバイスをしています、ハンガリーでは、その担保モデル法に従って法律が出来ました。キルギスタンでは、9月の半ばに新しい国会で審議し、おそらく今期中には成立の予定になっております。

具体的には、ロシア、アゼルバイジャン、キルギスタンで破産法などが決まっております。キルギスタンにおいては、後で述べますが、世銀が法律そのものは作りまして、E B R Dはその実施細則を作っております。

では、これからどういうことをするのかということですが、やはり担保法をもっと進めていくということ、その担保を実際に機能させるための登記制度を固めていくということです。破産法についても、実際にその破産法が機能することです。実際のところ、まだ十分機能してないというのが現状です。コンセッション・ローというのは、いわゆる民活プロジェクト・ファイナンスをする際に、政府が投資をする主体に対して、この土地を20年間貸すとか、いわゆるコンセッションを与えるわけですが、そのコンセッションを与えるための法律ということになります。特に最近アジアでは、そういうプロジェクト・ファイナンスがだいぶ盛んになってきておりますが、そういった意味で、政府がどうやって民間にそういう投資意欲を持たせて、なおかつ政府のほ

うも利益を得るかということで、その辺の法律の整備も急がれるわけです。

これはロシアを含めて、みんな必要なことなのですが、コーポレート・ガバナンスというものがあります。会社を創ってから、実際にその役員が会社を動かしていく上でよくあるのは、どうも会社を自分の私物と勘違いしてしまう場合があります。そういう意味で株主総会によるチェックとか、少数株主を保護するとか、そういう制度がまだ十分ないし、仮に出来ても、それに従って行為するということはなかなか難しいということで、そういったガイドラインを作って指導しています。また、証券取引関係ですが、当然こういった関係の法整備もやっております。その他、各案件ごとで出てくる法律上のいろいろな不備について、これを法整備案件につなげていくことをやっております。

ここで具体例を2、3、中央アジアから拾ってみまして、最後に私のほうから提言という形で、皆様方に考えていただきたい点を申し上げたいと思います。

銀行の中でも割に日本人の方は中央アジアを担当している人も多いわけです。ですから、私自身はやはりアジア人ということもありますし、中央アジアを中心に仕事を始めておまして、特にキルギスタン、これは450万の小さな国なのですが、ある意味では、非常に小さいだけにやりがいがあるというか、その効果が出やすいということもあって、パイロット的にいろいろ仕事を始めております。

担保法については、先ほど申し上げたモデル法をベースに、担保法が今月中には通るはずで、それが出来た段階で、次に登記を整備するのです。実際に、登記がないと担保は機能しないわけです。これは皆さんは抵当権とかでご存じのように、登記という形で抵当権を確保しておかないと、それは実際に保護されないわけです。登記所を作ったりとか、実際にそういうことになると、銀行の任務の範囲外になってしまうということがございます。実際キルギスタンで、「EBRDはどこまでやってくれるのか」と言われて、「一応担保法の登記のF/Sまではやるけれども、それ以上はちょっと難しい」と言っているのです。キルギスタンのほうでは、「コンピューターの専門家を呼んでもらって、そういうセッティングをしてくれ」と言っているのです。そこまでは銀行としては出来ないだろうということで、マルチバイでもって、何か協力していけないかなということも考えています。このセミナーのまとめでもふれますが、皆様方にもこの点を考えていただきたいのです。

破産法についてですが、これは先ほど申し上げたように、世銀が破産法を作るためのお金を出して、実際出来たわけですが、こういう法律だけでは、やはり全然機能なくて、その施行細則をEBRDがお金を出して作っております。最近キルギスタンは民法を日本の資金援助で作ったのですが、民法と破産法との齟齬が生じてしまっていて、その齟齬を直すための作業が急いで行われております。

また、国際仲裁法については2、3カ月前から始めております。EBRD以外でも、おそらく国際契約では必ず国際商事仲裁条項を入れるはずなのです。つまり、紛争があった場合に、どこで裁判をするかというのはいちばん大きな問題で、こういう途上

国とか移行経済国ですと、やはり信頼できる裁判所がないわけですから、まず、国際仲裁地として、大体ロンドン、ニューヨークという所を選びまして、そこでの判決に従って強制執行に服する、ということをお約束するわけです。これを約束しても、実際にそれを尊重してくれなければ、全く紙屑です。折角作った担保法にしても、実際にそれを無視されれば意味ないですし、契約書にしても無視されれば、全くの紙切れです。そういう意味で国際仲裁を十分に尊重して、それに従って執行することを重要と考えております。これに関しては、特にこういう国際仲裁に関するニューヨーク条約というのがあるのですが、これが1958年に出来た条約で、いま100カ国以上が加入しています。これに中央アジア諸国にも入っていただいて、それに関する必要な法整備を急いでやっております。

特にこの国際仲裁などでは、ある意味で、司法研修への1つの橋渡しの事業ができるのではないかと期待しているわけです。やはり国際仲裁という形で外で判決をもらったとしても、それを実際に実行するのは国内の裁判所なわけです。国内の裁判所がそれに、この判決は正しい判決である、というお墨付きを与えて初めて実行できるわけです。その段階で、いや、こんなものは知らない、自分は見たこともないということでは、全然意味がないわけです。そういう意味で、裁判官とか弁護士の研修も含まれてくるわけです。実際、そういう裁判官なり、弁護士という司法制度がない所では、国際仲裁をいくらやってみても機能しないだろうと思われまます。

したがって、我々は国際仲裁法の法律を作って、その関係のトレーニングは出来るわけですが、それ以上にもっと踏み込んで、一般的な裁判官なり、弁護士なりの教育ということまでは、やはり銀行の任務外になってしまいます。この辺でも、おそらくJICAベースなり、二国間ベースでの協調ができるのではないかと考えておりますし、あるいはそれを期待してもあります。

ウズベキスタンでは、破産法に関する事業をやはりやっております。若干ウズベキスタンでの具体例を申し上げますと、ごく最近のケースなのですが、EBRDが株主となってジョイントベンチャーで、IFCと外国投資家と一緒に、ウズベキスタンの法に従って株式会社を創ったわけです。それで事業を展開しようと思いましたが、株式会社法では有限会社法となっているのですが、破産法を見ますと、設立株主については、労働債権と税務債権について無限責任であるということになっておりまして、これではとても投資はできないわけです。実際有限責任ということで、責任が限定されるから、投資家はその資金を投資するわけです。しかしそれ以上に、一旦投資したら、もう税金を全部かぶってしまうということになれば、これはとても投資できないわけです。しかし、その辺が共産圏の方々にはよくわからないようです。

担保法などでよく問題になることですが、実際に機能してないというのは、メンタリティの問題もあります。例えば先ほど申したように、抵当権です。家をお買いになって、銀行から金を借りて抵当を家につけるわけです。お金を返せなかったら、当然抵当権を実行されて追い出されるわけです。これは我々にとって常識的なことなのです

が、共産圏の人々には、「それは社会的不正義だ。悪い資本家が、かわいそうな債務者を放り出すとは何事だ」というメンタリティがあるということなのです。だから、法制度を考える場合、やはり社会的なメンタリティなり伝統、歴史を無視できないと思うのです。そういう意味で、単に紙を作って渡すということではなくて、本当に現地に入って、実際に教育という観点からも、考えていく必要が十分あると思われま

す。まとめに入りますが、中央アジアから100名、毎年日本に研修生として受け入れているという話を聞きまして、是非その100名の中に、少しでも法律関係の方も入れてほしいと、いまお願いしております。いま申し上げたような観点から、とりあえず日本の状況を理解してもらって、何か役に立つようなことがあればということで、そういった枠組みに入れていただければと思っております。

これは新しい発想なのですが、中央アジアに特別の法律関係の支援のために、基金などを作ってもらえたらな、という1つの願望もございます。これはE B R Dがやっておりますセントラル・ヨーロッパ・イニシアチブ、セントラル・エイジアではなくてヨーロッパでの事なのですが、中央ヨーロッパ・イニシアチブというのがございまして、これはイタリア政府が全面的にお金（2億円ほど）を出してやっております。

このイタリアのファンドを、E B R Dが技術協力のお金でいただいているわけです。特にそれを使ってセントラル・ヨーロッパ・イニシアチブという枠組みの中で、イタリアにある国際開発法研修所というところに一切の研修委託をして、我々がそのスーパーバイズするという形で使っております。中央アジア12カ国の国々で、現地で研修をしたり、あるいはローマに呼んでやったりとかいうことをやっております。非常に実務に即していて好評で、こういったものをアジア・ベースで出来ないかなと思うのです。これは政治的な判断になると思うのですが、イタリアがこれを行っているというのは、ある意味で、ヨーロッパにおけるイタリアの復権という目的を達成するために、いわゆるオーストリア・ハンガリー帝国の影響のあった国を、彼らとして当然戦略的に援助しているわけです。そういう意味でも、日本にももし戦略が今後考えられるとすれば、中央アジアをひとつ、そういった中に入れていただくことはできないかということも考えております。

戦略ということが出てきましたが、最近『日経ビジネス』のほうでちょっと刺激的な記事が出ました（資料3）。私も中央アジアを中心にいろいろ仕事をしていますと、やはりかなりの数のアメリカ、U S A I D関係の案件を見うけます。これはかなり誇張をしている記事だとは思いますが、確かにそういった戦略的な支援があるのは事実です。ある制度を導入することによって、彼ら自身の投資環境を作ってしまうということがあります。

例えば、キルギスタンでは証券取引所ができましたが、これはプライス・ポーター・ハウスがやっております。U S A I Dのお金で賄われています。あるいは世銀のお金を使ったりとか、そういう形で実際に英米の制度を導入していく、という傾向が見られます。キルギスタンでは、法制支援関係でも20名以上の弁護士が1年以上住み込

みで、コーポレート・ガバナンスとか担保法、破産法、法律家のトレーニング、そういった面にわたって、逐一アドバイスをしております。

最近世銀からキルギスタンの大統領府に入っていったアメリカ人が、もう世銀からお金が出ないということで辞めていきました。その後、日本人でも入れたいと思っていたのですが、USAIDのビシケイク・オフィスの所長がそのまま、USAIDのお金で入ってしまいました。やはり、ああいった小さな国でも、アメリカは非常に積極的に支援をしております。それが良いか悪いかはまたいろいろ議論があると思うのですが、基本的には、現実に法制支援というのは、そういった戦略援助のにおいがしてやっているものです。これはもう常識でございまして、EUにしても、イタリアにしてもドイツにしても、そういった観点からやっております。もちろん、それだけではないということは当然のことなのですが、そういうことが1つのインセンティブとしてやっているというわけです。

では、日本としてどういうふうにしていったらいいのかということなのですが、今回私は休暇と仕事を兼ねて帰国しております。日弁連と国際金融情報センターのほうでも、セミナーをしました。私の上司であるジェネラル・カウンセルのジョン・テラーは、日本からお金だけではなくて、人ももっと来てもらいたい、と言っております。つまり、いまEBRDの中に40人くらいの弁護士がいるわけですが、日本人はもちろん私1人で、アジア人でもおそらく1人という寂しい状況です。

EBRDの経常経費として、出資額は米国に次いで日本2位で、8.5%を出しているわけです。にもかかわらず、700人の職員のうち、日本人はわずか10名ちょっとということですから。そういう意味でEBRDの内部でも、やはり中央アジア等の業務の関連で、もっと日本から人が来ることの意義を認めているわけです。ある意味でインベストメント・バンクですから、非常に効率性を求めるものですから、英語とか文化の関係からすると、日本人は敬遠される部分も実はあるのです。

ただ、やはり国際的な普遍的なものを目指すという以上は、いろいろなカルチャーの違い、むしろ多様性をもってする普遍性という意味で、新しい違った文化を背負ってきた人間たちを歓迎して、EBRDとしては中立的な立場を保つことも必要です。もちろんEBRDの戦略や金儲けということが、背後にあるわけですが、それにしても、一応国際機関としてのステイタスを持ってやるという立場もございまして。

最後に日本の可能性ということなのですが、まず、こういったEBRDの活動以外にも、法制支援関係事業というのは、いま非常に増えていると思うのです。ご存じのようにこれは世銀でも、非常にたくさんやっております。最近ではロシアに5,800万ドルの法制支援だけのローンを組んでいるようですし、アジア開発銀行でも、最近そういった法制支援のほうを研究しておられるようです。ですから、こういった投資関係のことだけではなくて、多分WTOのような、いわゆる貿易関係での紛争なども、司法制度的なもので解決していくという傾向があります。こういう意味でも、日本から法律関係の方が出ていく必要性は、どんどん増えてきています。

また翻って刑事関係においても、ご存じのようにボスニア・ヘルツェゴビナでは国際刑事裁判所ということがございます。そこにはもちろん裁判所ですから、裁判官なり、検察官、弁護士が必要になるわけです。こういったところに参加している弁護士はまだないし、法律家もまだ少ないと思うのです。こういった部分での国際協力に関して、日本の貢献というのが求められてきているように思われます。

実際に、いま日本ではどういうことをやっているかと言いますと、私自身が絡んでいるのは、カンボディアの法律家の養成で、これはUN T A Cから日本に戻ってから、小さなNGO、「日本カンボジア法律家の会」を作って、カンボディアに思い入れのある先生方と一緒に、ごく小さな2人の研修生から始めました。当初は日本外務省が出している国連のお金を使っていたのですが、最近聞くところによりますと、JICAベースに乗りそうだということで、非常に期待しております。

さらにヴィエトナムについては、法務省がつくった財団法人国際民商事法センター三ヶ月元法務大臣や、各企業一流の先生方を中心にして作られた団体があります。2、3年後には大阪で研修所を作るという発想をされているということを聞きまして、非常に感銘を受けました。こういったことを、いまヴィエトナムを中心に法務省がやっているようです。昨日のシンポでは、今後そういう支援体制が整えられていく必要性を言っておられました。

では、日本としては一体どうかかわっていけばいいのでしょうか。実際に日本は「戦略だ」と言って、英米人に対抗して、「中央アジアは俺たちの領土だ」とかいうことで、日本の制度を導入するのだとかいうことは、まず現実的にあり得ないし、それはやってはいけないことだと思うわけです。日本の特殊性というものを十分考えて、そういう支援活動はすべきだと思います。

では、日本の特殊性は何なのかという点なのですが、私もこの点はEBRDに行ってからずっと悩んでいました。日本人として一体何が有利なのか、何ができるのかということで、今回日本に戻ってからも、日本法制史とかいろいろ買って読みあさってみたのです。やはり常識的なことなのですが、明治維新から120～130年の間に日本が培ってきた経験というものを、何らかの形で役立てていくことがいちばんいいことなのだろう、それがいちばんふさわしいのだろうなと思うわけです。

具体的には、日本が近代化の1つの手段として、つまり、不平等条約という中から立ち上がって、国際社会に仲間入りするために、民法等の法整備を急がなければならないということで、江藤新平が始めた法整備によって、約30年かけて民法が作られたわけです。その経験を十分分析し、これをノウハウとして蓄積して伝えていくということがあるのではないかと思います。例えば、江藤新平のころはとにかく「権利」という言葉も、日本語にはなかったと聞きます。いまでは権利というのは誰でもわかることだと思うのですが、当時“RIGHT”という言葉を読そうと思ったら、日本語に言葉がなかったというように、まず権利意識とか権利という概念がなかったのです。

中国にもやはり「権利」という言葉がなかったので、中国は最近この「権利」とい

う言葉をそのまま日本から輸入して、“RIGHT”の訳語に当てたと聞いております。中国がそういった状況にあることを考えれば、日本が全く違う文化の中でそれを受容していった経緯というのは、やはりすごいものではないかなと思うわけです。

また、法律そのものが、日本の場合非常に単純です。ある意味で言うと、長い伝統を持っていないからなのです。例えばイギリスのコモン・ローなどですと、いろいろ長い判例を調べなければわからないとか、複雑怪奇なものがございまして、フランス法大綱にしても非常に伝統があるわけです。日本の法律は逆にそういったところのよさを取ってきているので、非常に単純明快という部分もありますから、ある意味でそれが参考になる1つのものかなという感じもします。

また、特に法律家が日本に少ないのはなぜかということ聞かれるのですが、やはり法律家に頼らないというか、あまり訴訟がないとかそういうこともあるのです。国際仲裁関係の中でも、“ADR”(オールタナティブ・ディスピュート・リゾリューション)という1つの流行語がありまして、いま注目されています。英米流なり、法裁判ということになると、喧嘩ごしでやるとなかなか解決しなくて、時間がかかって金がかかります。したがって、できるだけ仲裁官とか調停官が入って双方妥協していく、つまり日本的に言えば、「なあなあで収める」ということなのです。この「なあなあで収める」ということが、日本的だということで批判もされるのですが、いまになって、「なあなあで収める」でもいいではないか、というわけです。

それがまた最近の傾向として、アメリカなどで、あまりにも訴訟が行きすぎているということで、そういういわゆるフォーマルなものではなくて、もっと中へ入って、双方歩み寄って仲良くしていく、という意味でのノウハウが注目されてきているのです。それを“ADR”とか盛んに言っているのですが、私に言わせれば、日本の実務が大体そういうもので、大体80%は和解で終わってしまうわけです。実際、裁判所としてはあまり判決は書きたくなくて、できるだけ和解で収めていただいたほうがいいのです。何しろ、東京の裁判官は1人当たり300件以上持っていますから、とても判決など書いていられないということで、日本のそういう特殊性もあるのです。ビジネスのほうでも、そういうことにあまり金をかけないで、もっと簡便にやれないかということでの要望もあるようで、その辺でも、何か日本が役立てることがあるのではないかなと思っております。

中央アジアをはじめ、EBRDの管轄区はまだ十分ではありません。よく言われるのは、日本の投資そのものを見ると、それは長期ベースということです。そういう意味ではアメリカの法律家がいま、だいぶ先鋒として行っているわけですが、現地の人に言わせると、かなり押しつけがましい部分があって、逆に何かちょっとほかのいい仕事があると、中途半やめてしまうという話をだいぶ聞いたりもしております。そういう意味で、日本人の投資パターンや、現地の人とのかかわりということからすると、長期ベースでの投資のほうなのです。法制関係の問題についても、ふさわしいアドバイスが出来るのではないかという気がしております。

最後のまとめとしては、いまの世界の時流の中で、日本の弁護士、裁判官、学者、あるいはむしろ企業の法務部に勤めておられる方とか、そういった方がどんどん求められる時代が来つつあると思います。そういったものに備えて、十分に国内での準備をしておく必要があるのではないかと思います。また、いま申し上げたように、今後JICAの皆様方がイニシアチブをとってやっていかれることに、非常に期待を持っております。

質 疑 応 答

【司会】 佐藤先生、どうもありがとうございました。ここで質疑応答にうつります。質問のある方はどうぞ。

【質問1】 EBRDで法整備支援をやられる場合と、UNDP、ESCAPといった国際機関の中でそういうことをやられるときのデマケ、国際機関から送られてくる、そちらから送られるという、要請のデマケみたいなものについてうかがいたいのですが。

【佐藤】 まさに、その辺が1つの問題にはなっております。世銀をはじめ、アジアもこれから入ってくるでしょうし、UNDPは確かにいくつかの国でやっております。幸いEBRDがやっている国ではあまり聞かないですが、UNDPはヴィエトナムなどでは法整備支援をやっているようなことを聞いております。いろいろ各機関のそれぞれの任務に応じた法制支援をやっているようでして、特にEBRDの観点では、ヨーロッパ・ユニオン、EC関係のものとかかなりオーバーラップしたり、世銀とオーバーラップしています。したがって、まず、我々が法制支援する際に、各国との協議と一緒に、その国で活動している法制支援関係の機関とも協議をして、いわゆるデマケをします。そのときそのときでデマケをしています。まだまだ世銀、EBRD、EUでもって、具体的かつ全体的にデマケをするという合意までは至っていないのですが、機関のそれぞれの認識、関心の違いから、ある程度の実際上のデマケは出来ているのではないかと思います。

例えば、いわゆるマクロ経済的な分野について、移行経済を進めていく世銀のアプローチからすれば、やはり破産法とかその関連の農地改革法とか、あるいは民営化のためのプライバタリゼーションの関係、必ずしも法律とは限りませんが、割にそういう大枠的なものは、世銀関係が得意としてやっているようです。ヨーロッパ・ユニオンの場合には、人権とかそういった観点から、司法整備もやっているようですが、もう少し一般的な民法とか刑法とか、そういうものも含めてやっているということです。UNDPについては、私が管轄している中ではオーバーラップがないのでわかり

ません。ヴェトナムで聞いているのは、やはりUNDPのコンサルとして政府の部内に入って、いわゆる調整官的なことで、いろいろな法制支援のアドバイスを調整してやっているということです。つまり、一貫性を持たせるためにやるということで、その中でキー・パーソンの形でやっているようです。

【質問2】 まず、EBRDのある意味で重点国ないしは重点地域という所ですが、例えばコーカサス山脈を越えて、ジョージアとかアルメニアとかアゼルバイジャンとかカザフスタンとか、先ほど中央アジアというふうに言われましたが、この辺に対するEBRDの優先順位の置き方とか、あるいは資源の配分というのはあるのでしょうか。コーカサス山脈から西のほうに比べて、やはり違う地域ですよという意識があるのか、あるいはそうしたものが統計に出てきているのでしょうか。そうした中でも、資金面が優先されているのか、技術協力面が優先されているのかという点について、お伺いしたいと思います。

次に、援助調整に関することなのですが、先ほどお話に出たヨーロッパの国のほかに、例えばイギリスのODAがノウハウ・ファンドを持っていて、非常に重点的にやっているとか、あるいはOECDのセンター・オブ・コーポレーション・フォア・エコノミー・イン・トランジション（移行経済協力センター）がございます。こうしたドナー側の調整については、比較的援助の世界では珍しいオファーがいろいろとあって、受け入れ国側が選べるような環境というのは珍しいわけです。そうした環境が多少なりともある中で、受け入れ国側が主体的に整備のスケジュールを決めていくとか、あるいは比較優位の原則なりを考えて、こうしたものはどこに頼みたいという、積極的な主体性は見られるのでしょうか。あるいはその辺は伝統的な途上国と同じでお任せ型で、やれる所がまずやってくださいというのが現状なのでしょうか。これについて将来どのような見通しをお持ちなのかという点が、2点目の質問でございます。

【佐藤】 まず、第1点のほうからお答えいたします。EBRDの管轄国は、先ほど申したように26カ国あるのですが、重点国という形で特にそういうランク付けはしておりません。ただ事実上は、やはり案件がたくさん出る国と出ない国がございまして、これはおわかりのように、どれだけ移行経済が進んでいるかということにも関連していきまして、案件の出る国がチェコ、ポーランド、ハンガリーという国々です。ただ、これはもうEBRDは要らないのではないかとということで、卒業ということも考えているグループです。

ある意味で法制関係の状況が、案件の問題と関連しております。やはり中央アジアというのは非常にランクが低くて、なかなか案件ができないということがあります。つまり、民間投資を優先しておりますので、少なくとも所有権概念なり、いわゆる民営化された企業の所有権概念がないと民間投資はできないわけです。もちろん外国投資だけでやる場合もありますが、やはりその国の受け入れ態勢、法制状況も絡んでき

ますの。そういう意味では、事実上 E B R D の案件として、中央アジアは案件が少なく、どうなのかということですが、そこで、バランスとして技術支援のお金のほうが、比率が高くなっていく。

ざっくりと申し上げますと、技術支援のお金はある意味で、日本人の救済策だとかいうふうな悪口を言われる場合もあるのです。日本は技術協力のお金を結構出しています、割に日本のお金は使いやすいのです。つまり、20カ国以上技術協力の資金を出しているのですが、日本と台湾だけが完全なアタイドなのです。ほかの国はみんなアタイドあるいは一部アタイドです。つまり、その国のコンサルしか出せないことになるのです。ですから、なぜ法制支援に日本が拠出しているかということ、ほかには出所がないという部分もありまして、法制支援だと、いろいろな国のものを持ってきてやるというプログラムですので、E B R D では日本は評判が非常にいいわけです。逆に言うと、弁護士としては非常に情けない。つまり、アタイドにしてしまうと、日本のお金は使えなくなってしまう。ですから、日本のソフト部分、知的支援に関する弱さというのが、実際上あるわけです。

そういう意味で中央アジア、特に日本の大蔵省から来ている理事などは、非常に中央アジアをサポートする。すなわち、E B R D の内部でも開発銀行系と資金銀行系とか、いろいろそういう派閥争いがあったりするのですが、それと一緒に、やはり I M F 系、世銀系とありまして、構造調整的な部分もあるのです。日本のほうは産業政策論的なもので、やはり中央アジアは途上国ではないか、ここはまだトランジションではなくて、ディベロップメントの段階である、だから、トランジションの所とディベロップメントの所は分けて、中央アジアをもっと集中的に技術支援をし、そのために日本は金を出すとやっているわけです。これは個人的な見解ですので、ご容赦願いたいのですが、そういうふうに私は感じております。

中央アジアの中でもいろいろランクがあると思うのですが、先ほど申したように、キルギスタン、ウズベキスタン、カザフスタンというのは、かなり一生懸命やっております。法制支援関係もいちばん進んでいますし、これは国の状況にもよると思うのです。受け入れ国がどれだけそういうことに対する興味を持っているかということがあるので、トルクメニスタンのように、あまりその移行そのものに関心がない所では非常にスローですし、タジキスタンのように紛争を抱えている所は、まだまだ現実に難しいということがいえます。

2点目ですが、英国のノウハウ・ファンドも、法制支援関係ではいろいろ役立っております、イギリスは E B R D の拠出金の中でノウハウ・ファンドから出しています。こちらは日本・ヨーロッパ協力基金でこれを作ったのですが、実はこれを基礎にして実際の法律家をコンサルに入れています。法律をドラフトしてもらってアドバイスしてもらうには、やはり欧米系の人間が多いのです。

そうすると、やはりノウハウ・ファンドを使ってやるのが多くて、法制支援の中で日本のお金がいちばん突出して大きいのですが、約半分くらいの予算は日本が出し

ています。その後EU系のノウハウ・ファンド、ジャーマンの関係とか、あとはオランダとか、そういう感じで、EBRDのほうはバイラテラルではなくて、EBRDのいままで申し上げた任務に従って使うわけです。ですから、もちろんノウハウ・ファンドがやっているところでは、EBRDに拠出しているノウハウ・ファンドは使えないので、その辺は私たちが案件を挙げて、各政府にこういう案件があるのだけれどもお金をつけてくれないかと言った段階で、それは政府側がセレクトしていくわけです。

OECDも確かにいろいろやっているようです。中央アジアでOECDから来られた日本人の方といろいろお話をしました。やはりOECDのほうが世銀と同じように、割にマクロ的な大枠でやっておられるようで、まだそういう実施段階のインプリメンテーションのレベルという話ではないように思われます。ですから、政府と対話、ある意味でいうと政策です。キルギスタンでお会いしたときには、農業金融についての話をしに来たという話をされていまして、そういう意味では必ずしもEBRDとバッティングはしていません。

確かに受け入れ国側の選択と言われたように、日銀から2年間経済顧問、大統領顧問で行っておられた田中さんに言わせると、特にキルギスタンは援助銀座ということになっておりまして、援助の人たちがドツといて、もう政府はつまみ食いをするということで、そういう援助づけになっているという弊害もあると言われていました。確かにそういうこともあって、実際、例えば破産法に関して私たちがやった関係では、EUなども破産法関係をやっていたのです。お互いバッティングをしてしまったようで、その後EUのほうはステート・プロパティ・ファンドと言って、いわゆる国営資産の民営化という中で、資産を分けていく、そういう関係の生産関係をやっていましたが、EBRDはもっとジェネラルの関係で法律を作るということでやっていました。お互いバッティングするなり、あるいはお互いに協調するなりというのは、その場でやっているという感じですよ。

ですから、ある意味でそこで売り込みに行くというか、こちらの技術支援のほうがいいよということ売り込みに行くという部分があるのです。しかし、我々のポリシーとしては、先ほど申したように、ほかの機関がやれるところはやらないことになっていきますので、もしほかのバイラテラルでやるなり、世銀がやるなり、EUがやるということであれば、我々はやりませんということです。

だから、比較優位という場合、各政府でどのようにそれをコントロールしていくかということなのですが、キルギスタンの例をとりますと、大統領府に特に法律関係の改正に関係するコーディネーション・ボディがありまして、そこに外国人の法律家が入っています。以前は、世銀から入っていたアメリカ人だったのですが、彼が抜けてUSAIDの人が入ってまして、その方が我々と交渉する際に窓口になって、いろいろアレンジしてくれています。その方々の努力で、少なくとも見通しとして、ここ3年後には、どういう法律をどういう順序で作っていくか、というスケジュール表ももっています。そういう意味では、やはりそういうコーディネーターは必要です。私

も本当にあのポストが空いたときに、日本人を誰か送りたいと思って、いろいろ探したり、関係機関にお願いしたのですが、やはり、そう直ぐにはということでした。しかし、短期でもとにかく行っていただける方がいたら、是非EBRDの枠を使ってでも送りたいなと思っております。

そういう意味で、今後また私たちのプロジェクトの進展に応じて、できる限り長期で現地に入って、現地でアドバイスをする人を求めていくことに、確実になると思います。はっきり言いまして、まだそのための玉がないです。欧米人でもロシア語を話せる人は少ないですし、日本人でロシア語を話せる人はほとんど皆無と言っていいくらいに、残念ながらいなくて、やはりロシア語ができないと、現地で活動してもらうのは難しいのではないかと思います。そういう意味で、日本にとってはハンディは大変なものがあるとは思っています。

ただ、必ずしもロシア語ができないからといって悲観することではなくて、割に最近英語を勉強されている人たちもいます。キルギスタンとかウズベキスタンに行きますと、もう1カ月前にはほとんど話せなかった政府高官なども、一生懸命勉強しているようで、すごい飲み込みが早いと我々も感心するくらいに英語が上手になっています。ここ1、2年でもう英語で十分やれるようになるのではないかと思います。

【質問3】 先生のお話を聞くと、モデル担保法のようなものを作成なさって、それが制定されているということなのですが、やはり法律家から見ると、すごくペースが速いなと思います。担保法のような登記制度、あるいは裁判の執行制度の裏付けがなければならないような分野を、そんなに速くやっちゃって大丈夫かしらと、いま若干の疑問を持ったのですが、それに関連する質問なのです。

先日カンボディアに行ったときに感じたのは、法制支援と言っても、これは一体どこから手をつけたらいいのだろうということでした。裁判所に行きましたが、設備自体極めて劣悪で、これで裁判の権威などが保てるのかしらという気もしましたし、法曹教育をどうやっていったらいいかという問題を考えるに至っては、まず、一般の国民の遵法意思というか、そういうレベルの教育、さらにもっと上の段階の法曹教育もやらなければいけないということで、問題は山積しているようで、本当にどうしていいかわからないのです。

例えば日弁連としても、どういう形でお手伝いしていいか、本当に難しいなということを感じたのです。そういうカンボディア等の状況を前にして、一体どの辺から手をつけていったらいいのだろうかということで、先生のご意見があればお伺いしたいのです。いまのEBRDのお話をお伺いしていると、どうも基本的な発想は、その辺の問題は認識しつつも、まずは外国からの投資を受け入れ、多分経済の底上げを図って、その中で全体的な問題を解決していこうということだと思います。だから、多少の拙速はやむを得ないけれども、まず当初の前提となる担保法などを制定してしまおうという考えなのか、そういうモデルに則ってやられているのかなと思ったのですが、

その辺において、先生が考えられるモデルというか、こういうスキームでやらざるを得ないといったようなお考えは、何かございますでしょうか。

【佐藤】 まさにおっしゃるとおり、混沌たる状況の中で、どこから始めていいのかわからないというのが、E B R Dに行ったときの私自身の率直な感想だったわけです。とりあえずE B R Dの枠ということであれば、当然投資を促進するということから、そういったレベルで始めるのです。ただ、投資を促進するという観点から入っても、やはり壁にぶち当たるわけです。

先ほど申し上げたように、担保法を作るには、登記を作らなければいけない。登記を作ってそれを実際に動かすには、登記所、登記官を作らなければいけない。そこまでいくと、もう銀行ではなくなってしまうわけです。だから、E B R Dは投資におけるカタリシスという触媒作用ではなくて、こういう技術支援においてもE B R Dがこういうことをやるから、是非ほかの人たちも一緒にやってくれませんかということで、やはり共同してやっていくということに意味があるのではないかと思います。いま自分はそういう気がしておりまして、そういう意味でも多分バイラテラルのベースでの、もっとフレキシブルな、USAIDにしる、日本やイギリスのODAにしる、それぞれのものをもう少しコーディネートをしながらやっていくことが、これからの課題になってくるのです。

先ほどのご質問にもそういうことがありましたが、受け入れ国側でも、最近ワーキング・グループなどを作って、政府部内でのコンセンサスを取りながらやっていくという方向にあります。これは私たちもそう指導しているのですが、援助国側においても大枠での法制支援について話し合いをしましょうというのは、まだないと思うのです。法制というのは、やはりある意味で秩序立てて体系立ててやっていかないと機能しない、というのは言われるとおりで、その辺の必要性は十分感じています。

ただ、日本の法制史を見ますと、私も驚いたのですが、日本の法制整備というのは、不平等条約を解消するために、とにかくその一念でやったということです。いわゆる治外法権、外国人が日本で日本の法には服さない、日本で何を悪いことをしても、日本の法では裁けないという、非常に不名誉なことを何とか解消するために法制の整備が行われていました初めはもう単にフランス人のボアソナードなど、いろいろな外国人に来てもらってフランス語を訳してもらって、そのままの法律を移植しようとしたわけです。それだけで20年以上かかったようですが、そういうボアソナードの民法が、日本の保守派層から、日本の家族制度などに合わないということで反対にあって、結局執行されずに、2年後にはそれがボシャってしまったわけです。さらに日本の学者がそれをベースに作った法律を採用するというので、とにかく紆余曲折やっているわけです。

まずは、やはり外国人に来てもらって、とにかく起案してもらった。ところが、気が付いたら、やはり自分たちのものとしては使えないということで、相当な無駄をし

ているわけです。だから、当初は日本でも、外国人が裁判権を持つような制度を導入しようとしたり、ある意味でナンセンスでいまでは笑い話ですが、時の文部大臣などは、日本語が難解だからいけないのだということで、教育は全部フランス語にして、日本を全部フランス語圏にしておこうという発想が出たり、そういう非常にラディカルな話もあったのです。

そういう試行錯誤を経てやってきているものですから、体系的にやるからといって、何も手をつけないでおくのではなくて、とにかくそれぞれの機関がそれぞれの思い入れでやってきてもいいと思うのです。当面は混沌たる状況だとしても、そういう経験の中で1つの体系を作っていけるのだと思います。だから、そういう意味でも日本のようなフレキシブルなアプローチというか、そういう経験というものが、今後そういうコーディネーションを実施していく上で、非常に役立つのではないかなという気がします。

【司会】 佐藤先生、今日はどうもありがとうございました。これで国総研セミナーを終わります。皆様、どうもありがとうございました。

資 料

1. 欧州復興開発銀行
中東欧諸国の市場経済移行支援のため設立された
最も新しいIMDB
2. THE LEGAL TRANSITION PROGRAMME
3. 特集さらば「ニッポン基準」
4. New Laws, New Lawyers and the EBRD



中東欧諸国の市場経済移行支援のため設立された、最も新しいMDB。

欧州復興開発銀行 (EBRD) は、1989年のEC首脳会議において、民主化・自由化を進める中東欧諸国の市場経済への移行の支援を目的とする銀行の必要性が提唱されたことを受けて、1991年4月に設立されました。

EBRDの設立協定には、MDBsとしては初めて「民主化の推進」という政治的な役割が明記されています。また、既にある程度の発展を遂げてきた中東欧諸国にとっては、基盤的な経済開発よりも市場経済を支えるための民間部門の育成が急務であることから、EBRDは他のMDBsと異なり、公共部門よりもむしろ民間部門に対する投融資および技術支援等の業務を中心に行うこととされています。

業 務

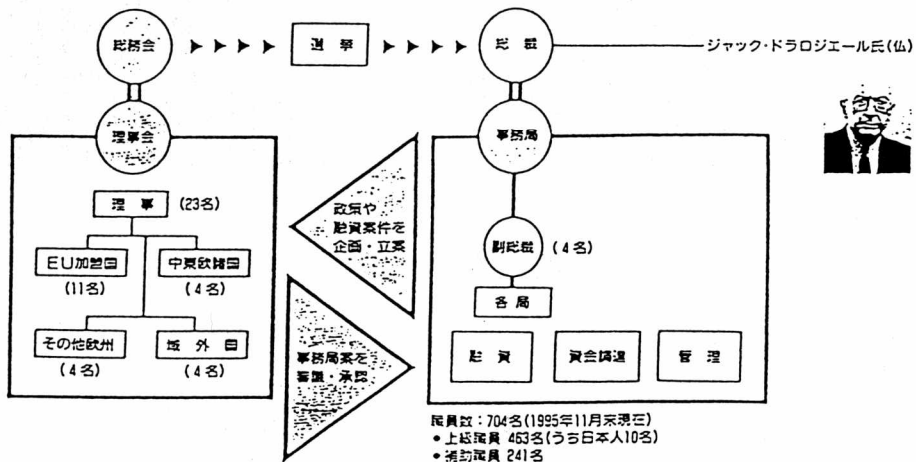
●投融資業務

EBRDの投融資業務は、民間部門に対するものを中心に行うこととされており、公的部門に対する投融資は、全体の40%以下とするの目標が設定されています。なお、融資条件は、原則として準商業ベースとなっています。

●技術支援業務

EBRDは、投融資のほか、各国から拠出された資金をベースに、技術支援を行っています。1994年には、23か国から総額約2億8,500万ドル相当の技術協力資金が提供され、311件合計1.07億ドル相当の技術支援プロジェクトが実施されています。

組織と運営



EBRDの本部はロンドンに置かれ、総務会の選挙で選ばれた総裁の下で様々な国の人々が働いています。総裁は、専務局長として日常業務の運営にあたります。EBRDの政策や個々の

融資案件は、加盟国を代表する23名の理事からなる理事会によって審議され、その承認を得てはじめて実施されます。

●資金調達

1994年中に8通貨総額約11.2億ドル相当の資金調達を行った結果、設立以来の資金調達額は94年6月末現在約41.4億ドル相当となりました。

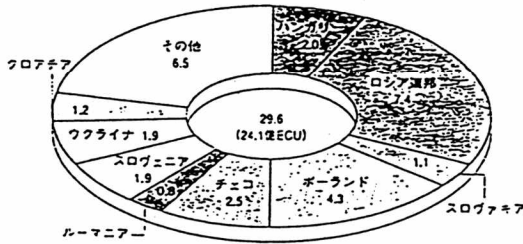
EBRDと日本

米国に次ぐ第2位の出資国。

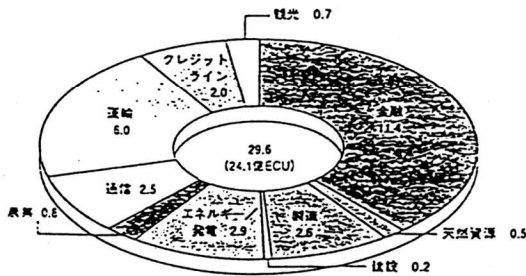
我が国は、設立当初よりEBRDに加盟し、その出資比率は、米国の10%に次ぎ、イギリス・フランス・ドイツ・イタリアと並んで、8.5%となっています。

EBRDの技術支援業務には、我が国も含め各国が拠出した技術支援ファンドが大きな役割を果しています。

■国別投融資承認実績(1994年) (単位: 億ドル)



■部門別投融資承認実績(1994年) (単位: 億ドル)



ルーマニアの石油近代化プロジェクト

日本人スタッフの声

■毎日が年末のような忙しさ

関根かな子 (バンキング部門金融機関チーム)

93年にアメリカの投資銀行からEBRDに転職し現在は金融機関中心に直接投資をする仕事をしています。商業ベースのファイナンスを通じて中東欧の国々の市場経済への移行を促進するという点でEBRDは国際金融機関の中でもユニークな存在と言えます。毎日の仕事を通じてそれらの国々の市場経済の発展が目の回るような速度で進行していくのを体験できるのは金融業務を超えた貴重な機会です。民間部門



でのファイナンスの経験がある方にEBRDでは是非とも活躍していただきたいと思っています。

■日本人職員募集

現在、EBRD事務局においては、バンキング部門、財務部門、チーフエコノミスト室および広報局の各部門に、計16名の日本人が勤務しています。誕生して間もないEBRDでは、引き続き優秀な日本人スタッフを必要としています。EBRDの仕事に興味をお持ちの方は、ぜひ、下記連絡先にお問い合わせください。

連絡先: Ms. Caroline de la Hunty Personnel Department, EBRD
One Exchange Square, London, EC2A 2EH, U.K.
TEL: 44-171-336-6000 FAX: 44-171-336-5100

Introduction to the EBRD

Purpose and role

In 1991, the European Bank for Reconstruction and Development (EBRD) was established to foster the transition towards market-oriented economies and to promote private and entrepreneurial initiative in the central and eastern European countries committed to and applying the fundamental principles of multiparty democracy, pluralism and market economics.

The Bank aims to help its countries of operations to implement structural and sectoral economic reform, including de-monopolisation, decentralisation and privatisation, taking into account the particular needs of countries at different stages of transition. Its activities include the promotion of private sector activity, the strengthening of financial institutions and legal systems, and the development of the infrastructure needed to support the private sector.

The EBRD encourages co-financing and foreign direct investment from the private and public sectors, helps to mobilise domestic capital, and provides technical cooperation in relevant areas. It works in close cooperation with international financial institutions and other international organisations. The Bank promotes environmentally sound and sustainable development in all of its activities.

Membership and capital

The EBRD has 60 members (58 countries, the European Community and the European Investment Bank), including 26 countries of operations in central and eastern Europe and the Commonwealth of Independent States (CIS).

The EBRD's initial subscribed capital is ECU 10 billion, of which 30 per cent is paid in. The Bank also borrows in various currencies on world capital markets.

Organisation

The powers of the EBRD are vested in a Board of Governors, to which each member appoints a Governor and an Alternate. The Board of Governors has delegated powers to a Board of Directors with 23 members, who are elected by Governors for a 3-year term. The Board of Directors is responsible for the direction of the general operations of the Bank, including establishing policies, taking decisions concerning projects and approving the budget. The President is elected by the Board of Governors for a 4-year term. Vice Presidents are appointed by the Board of Directors on the recommendation of the President.

Financing

One of the EBRD's strengths is that it can operate in both the private and public sectors. It merges the principles and practices of merchant and development banking, providing funding for private or privatisable enterprises and for physical and financial infrastructure projects needed to support the private sector.

The EBRD aims to be flexible by using a broad range of financing instruments, tailored to specific projects. The kinds of finance it offers include loans, equity investments and guarantees. In all of its operations, the Bank applies sound banking and investment principles.

The terms of the EBRD's funding are designed to enable it to cooperate both with other international financial institutions and with public and private financial institutions through co-financing arrangements.

By 31 May 1996, the Bank had approved 395 projects: these involved ECU 8.6 billion of the EBRD's own funds and were expected to mobilise an additional ECU 18.5 billion. Of the approved projects, 315 had been signed committing ECU 6.5 billion of the EBRD's own funds. Seventy-two per cent of total approved funding was for private sector projects.

Project-related technical cooperation is a major feature of the EBRD's activities. By the end of 1995, 43 cooperation fund agreements with bilateral donors, totalling ECU 388 million, had been made with the Bank for this purpose; 1,177 projects, with a total estimated cost of ECU 312 million, had been committed.

Operations

The EBRD's operations are carried out through its Banking Department, which is composed of teams combining the Bank's private sector and public sector specialists. Country teams ensure consistent implementation of the Bank's country strategies; these are backed up by the specialist expertise of sector teams and operations support units.

The other departments are: Finance, Personnel and Administration, Project Evaluation, Office of the Secretary General, Office of the General Counsel, Office of the Chief Economist, Internal Audit and Communications.

The EBRD's headquarters are in London, with 18 Resident Offices or Regional Offices in 16 of its countries of operations.

Contact information

European Bank for Reconstruction and Development
One Exchange Square, London EC2A 2EH, United Kingdom

Switchboard/central contact

Tel: +44 171 338 6000 / Fax: +44 171 338 6100
Telex: 8812161 EBRD L G

Project enquiries/proposals

Tel: +44 171 338 6282 / Fax: +44 171 338 6102

Requests for EBRD publications

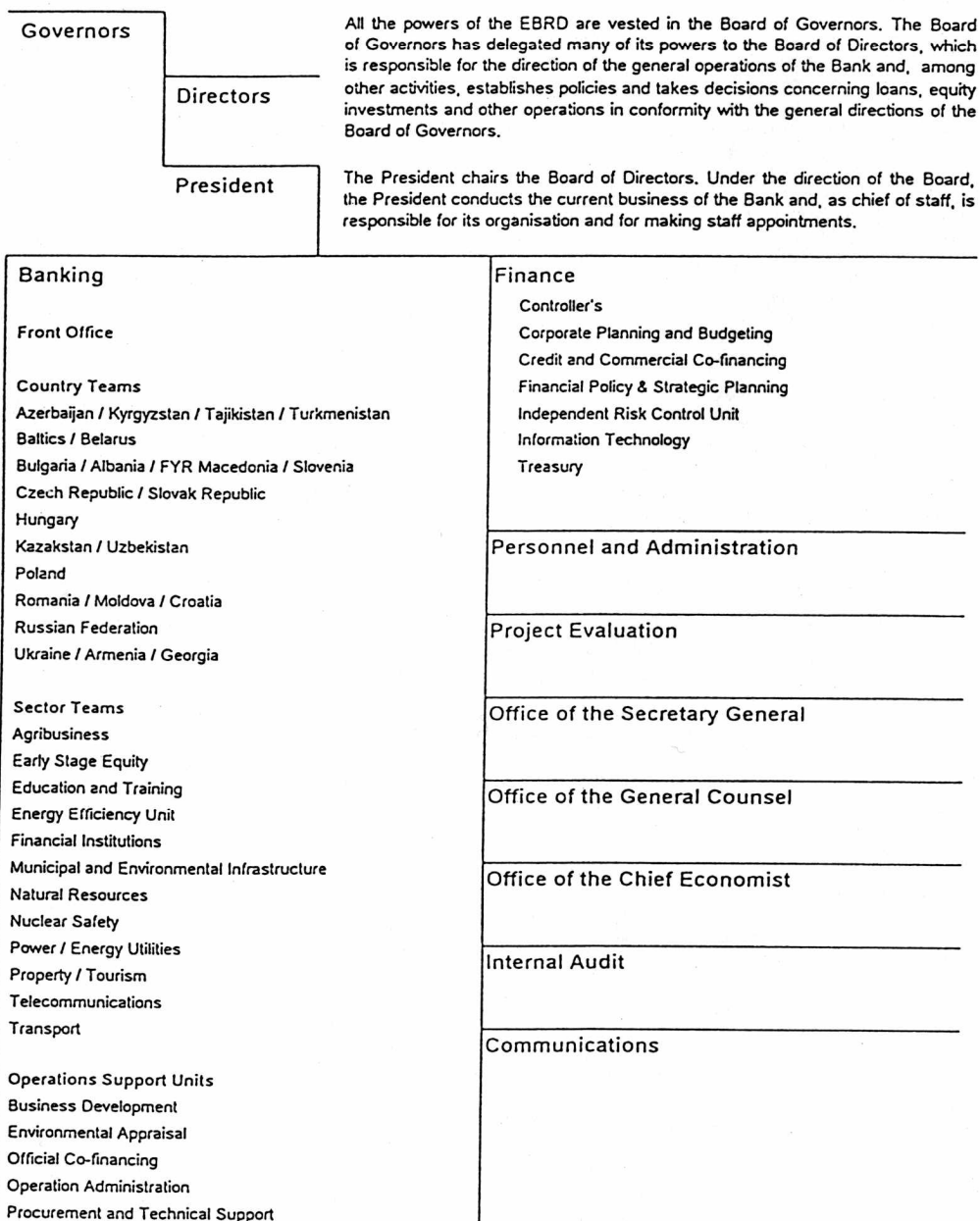
Tel: +44 171 338 7553 / Fax: +44 171 338 6690

General enquiries about the EBRD

Tel: +44 171 338 7931/7236 / Fax: +44 171 338 6690



Organisation chart





European Bank
for Reconstruction and Development

EBRD information

Contacting the EBRD

24 June 1996

President	Jacques de Larosière	Finance	
Banking		Vice President	Bart le Blanc
Front Office		Controller's	
First Vice President	Ron Freeman	Controller	Christopher Holyoak
Deputy Vice Presidents	Guy de Selliers	Director, Accounting, Reporting and Control	Nigel Kerby
	David Hexter	Head of Operations	Simon Fowler
	Joachim Jahnke	Corporate Planning and Budgeting	
	Jean-Francois Maquet	Director	Aldo Graziani
Director, New Products, Policies & Issues	Gavin Anderson	Head of Planning and Budgeting	Claus Biering
Director, Front Office	Achim von Heynitz	Credit and Commercial Co-financing	
Director, Resident Office Adviser	Rolf Westling	Deputy Vice President	Noreen Doyle
Country Teams	Team Director	Head of Credit	Bob Harada
Azerbaijan / Kyrgyzstan / Tajikistan / Turkmenistan	Stijn Albrechts	Head of Portfolio Review	Mike Williams
Baltics / Belarus	George Krivicky	Syndications	Lorenz Jorgensen
Bulgaria / Albania / FYR Macedonia / Slovenia	Olivier Descamps	ECA Co-financing Adviser	David Fisher
Czech Republic / Slovak Republic Hungary	Jiri Huebner	Financial Policy and Strategic Planning	
	Gyuri Karady,	Director	Patricia Haas Cleveland
	Peter Reiniger	Independent Risk Control Unit	
	Junichi Maruyama	Risk Controller	Jean-André Sorasio
	Alain Pilloux	Information Technology	
	Josué Tanaka	Director	Guy de Poerck
Kazakstan / Uzbekistan	Guy de Selliers	Deputy Director	Simon Fowler
Poland	Mark Tomlinson	Treasury	
Romania / Moldova / Croatia	Team Director	Treasurer	Mark Cutis
Russian Federation	Hans Christian Jacobsen,	Deputy Treasurer	Marcus Fedder
Ukraine / Armenia / Georgia	Juan Miranda	Personnel and Administration	
Sector Teams	Sven Hegstad	Vice President	Miklós Németh
Agribusiness	Ken Pasternak	Director of Personnel	Franco Furno
Early Stage Equity	Bernard Jamet	Director of Administration	John McNess
Education and Training	David Hexter, Kurt Geiger, Pierre Mellinger	Project Evaluation	
Energy Efficiency Unit	Johan Bastin	Vice President	Manfred Abelein
Financial Institutions		Director	Johnny Morris
Municipal and Environmental Infrastructure	Sergey Popov (Acting)	Deputy Director	Fredrik Korfker
Natural Resources	Gunther Vowinckel (Acting)	Office of the Secretary General	
	Manfred Banaschik	Secretary General	Antonio Maria Costa
Nuclear Safety	Ananda Covindassamy	Deputy Secretary General	Daud Ilyas
Power / Energy Utilities	Marc Mogull	Deputy Secretary General	Nigel Carter
Property / Tourism	Clell Harral	Office of the General Counsel	
Telecommunications	Roy Knighton	General Counsel	John Taylor
Transport	Head of Unit	Deputy General Counsel	Emmanuel Maurice
Operations Support Units	Achim von Heynitz	Assistant General Counsel	Liz Hunt
Business Development	Tim Murphy	Office of the Chief Economist	
Environmental Appraisal	Ulrich Kiermayr	Chief Economist	Nicholas Stern
Official Co-financing	Lieve Reckers	Deputy Chief Economist	Ricardo Lago
Operation Administration		Director of Policy Studies	Mark Schankerman
Procurement & Technical Support	Robin Davidson	Internal Audit	
Senior Adviser, Privatisation & Restructuring	Charles Vuylsteke	Head of Internal Audit	Tarek Rouchdy
		Communications	
		Director	Barbara Clay

CGI, June 24/6/96



European Bank
for Reconstruction and Development

EBRD information

Addresses

Headquarters

European Bank for
Reconstruction and Development
One Exchange Square
London EC2A 2EH
United Kingdom

Switchboard/central contact:
Tel: +44 171 338 6000
Fax: +44 171 338 6100
Telex: 8812161 EBRD L G
Swift: EBRD GB2L

Project enquiries/proposals:
Tel: +44 171 338 6282;
Fax: +44 171 338 6102
Requests for publications:
Tel: +44 171 338.7553;
Fax: +44 171 338 6690
General enquiries about the EBRD:
Tel: +44 171 338 7931 / 7236

Resident Offices

Albania

Rruga Deshmoret 4
Shkurtit No. 26
Tirana
Tel: +355 42 32898
Fax: +355 42 32898
Resident Representative:
Antonio Fanelli

Croatia

Petrinjska 59
5th Floor
1000 Zagreb
Tel: +385 1 4557 120
Fax: +385 1 429 521
Resident Representative: Juliet
Stubican

Latvia

4th Floor
15 Kalku Street
LV 1050 Riga
Tel: +371 7 830 300
Fax: +371 7 830 301
Head of Office: Juuso Salokoski

Belarus

7 Sovetskaya Street
6th Floor
Minsk 220050
Tel: +375 172 201 537
Fax: +375 172 207 668
Resident Representative: Allan
Popoff
Deputy Resident Representative:
Ilkka Sulamaa

Czech Republic

Karlova 27
Prague 1
Tel: +42 2 2423 9070
Fax: +42 2 2423 3077
Senior Banker Co-Head: Christian
Mruck;
Senior Banker Co-Head: Igor Ocka

Lithuania

Jaksto 5, 3rd Floor
2600 Vilnius
Tel: +370 2 227 258
Fax: +370 2 224 666
Head of Office: Juuso Salokoski
(based in Riga Office)

Bosnia and Herzegovina

2nd Floor
4 Obala Kulina Bana
71000 Sarajevo
Tel: +387 71 667 945
Fax: +387 71 667 950
Special Representative: Paul
Monnory
Deputy Resident Representative:
Zsuzsanna Hargitai

Estonia

Harju 6, EE 0001
Tallinn
Tel: +372 6310 580
Fax: +372 6310 581
Head of Office: Jonathan Harfield

Poland

15-10 LIM Centre-Marriott
Al. Jerozolimskie 65/79
00-697 Warsaw
Tel: +48 22 630 7275
Fax: +48 22 630 6551
Resident Representative:
Yves Fortin

Bulgaria

17 Moscovska Street
Sofia 1000
Tel: +359 2 876 611
Fax: +359 2 981 5336
Resident Representative: Tim
O'Neill
Deputy Resident Representative:
Nicholas Stancioff

Hungary

Rakoczi ut 42
1072 Budapest
Tel: +36 1 266 6000
Fax: +36 1 266 6003
Principal: Hubert Warsmann

Romania

Str. J.L. Calderon 38
Bucharest 2
Tel: +401 312 2232
Fax: +401 312 2233
Resident Representative:
Henry Russell

Kazakhstan

Prospect Abaya 10a
8th Floor
480013 Almaty
Tel: +7 3272 63 22 47
Fax: +7 3275 81 14 24
Resident Representative:
Ferdinando Buffoni
Deputy Resident Representative:
Michel Marias

Russian Federation

6th Floor
8/10 Gashka Street
125047 Moscow
Tel: +7 503 956 1111
Fax: +7 503 956 1122
Resident Representative:
Lou Naumovski
Deputy Resident Representative:
Stephan DuCharme

Regional office:

6 Antonenko Street
St Petersburg 190000
Tel: +7 812 314 3704
Fax: +7 812 314 8032
Regional Representative:
Grigory Glazkov

Regional office:

12 Mordovtseva Street
Rm 131
Vladivostok 690 000
Tel: +7 4323 26 9550
Fax: +7 4232 26 9949
Regional Representative:
Elena Danysh

Slovak Republic

Grösslingova 4
814 18 Bratislava
Tel: +427 367 835
Fax: +427 321 459
Resident Representative:
Jaromir Cekota

Slovenia

Trg Republike 3
9th Floor
Ljubljana 61001
Tel: +386 61 126 3600
Fax: +386 61 126 3636
Resident Representative:
Agneta Hallman
Deputy Resident Representative:
Angelo Dell'Atti

Ukraine

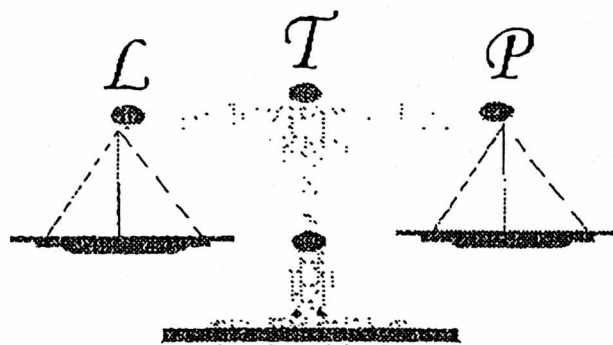
Room 407
The National Hotel
Corpus 1
5 Lypska Street
252021 Kiev
Tel: +380 44 230 2626
Fax: +380 44 291 8966
Resident Representative:
Jaroslav Kinach
Deputy Resident Representative:
Lesia Haliv

Uzbekistan

4th Floor
International Financial Centre
1 Turab Tula Street
Tashkent 700003
Tel: +7 3712 455 793
Fax: +7 3712 891 121
Resident Representative:
Isao Kawanishi
Deputy Resident Representative:
Franco Delneri



THE LEGAL TRANSITION PROGRAMME



OFFICE OF THE GENERAL COUNSEL



ATTRACTING INVESTMENT

- What attracts investors and lenders to invest in transition economies
 - economic factors
 - political stability
 - political support
 - legal and regulatory environment



Legal and Regulatory Environment

General Business Legislation

- Property rights and rights of ownership
- Adequate security - creation; registration; enforcement
- Contract enforceability
- International Commercial Arbitration
- Corporate law
- Insolvency law
- Environmental law
- Labour law



Legal and Regulatory Environment Judicial Support

- Independence of judiciary
- Professional qualification and education
- Adequate enforcement mechanisms



MISSION

- Assist the Bank's countries of operations to develop a legal environment which supports entrepreneurial initiative and assists the transition towards open market-oriented economies



OBJECTIVES

- an improved investment climate
- an increase in the number and size of bankable transactions for the Bank and other investors
- enhanced respect for the Rule of Law in economic development
- an acceleration of the transition process



METHODOLOGY

- Law reform initiatives must be supported by country - sponsoring Ministry
- Legal Transition Team must be additional - co-ordination with other IFI's and bilaterals
- Consistent with country strategy
- Linked to prospective Bank investment - investment-related law reform
- Legislation must be effective - importance of training



WHAT HAS BEEN ACHIEVED?

- Since the establishment of the Legal Transition Programme on 1 August 1995, the LTT is now actively involved in approximately 28 projects in 17 countries
- Eight projects underway involve providing advice on the adoption of modern pledge laws based on the Bank's Model Law on Secured Transactions (funded by JECF)



WHAT HAS BEEN ACHIEVED?

- Three projects involve reform of bankruptcy laws: Russia, Azerbaijan and Kyrgyzstan
- Six projects involve reform of the legal and/or regulatory framework for the delivery of telecommunications services (the LTT is assisting telecommunications team)



LEGAL TRANSITION IMPACT

- Hungary: Secured Transactions
- Poland: Performance Guarantee Law
- Russia: Corporate Governance
- Albania: Petroleum Legislation and Standard Contracts
- Romania: Concession Ordinance



WHAT LIES AHEAD?

- Promote reform of pledge laws
- Provide assistance with the development of central registries
- Assist countries with the reform of bankruptcy laws
- Provide assistance on the development of workable concession laws



WHAT LIES AHEAD?

- Provide guidance on the establishment of corporate governance principles
- Provide assistance in the development of capital markets
- Provide assistance in other areas in support of specific Bank investment opportunities which face legal bottlenecks



1995 TRANSITION REPORT

**THE CONTRIBUTION OF LAW TO
FOSTERING INVESTMENT**



OBJECTIVES OF CHAPTER 6

- To examine how conducive the law is to fostering investment
 - legal rules relative to international standards
 - effectiveness of laws affecting investment
- To present the results of original research
- To assign specific country grades



LEGAL RULES RELATIVE TO INTERNATIONAL STANDARDS

- Optimal investments laws?
- The sources of generally accepted standards on investment
 - Rule of law
 - Economic rights as human rights
 - Prescriptive attempts at the international level
 - (e.g., writings of jurists, arbitral awards, ICJ decisions, bilateral treaties, multilateral instruments, World Bank Guidelines, regional standards)



LEGAL RULES RELATIVE TO INTERNATIONAL STANDARDS

- The content of generally accepted standards on investment
 - (e.g., non-discrimination tenet, recognition of property concepts, facilitating market entry and exit, accommodating of investor's interests, support of criminal laws)
- Measuring the extent to which laws of the region approximate generally accepted standards on investment



THE EFFECTIVENESS OF LAWS AFFECTING INVESTMENT

- How clear and accessible is the law affecting investment?
 - (e.g., textual clarity and consistency, public participation in lawmaking, dissemination of laws, legal advice)
- How well supported administratively is investment law?
 - (e.g., efficiency of administrative agencies, bankruptcy, prosecution of corrupt practices, the example of registers)



USE OF SURVEY RESULTS

- Annex 6.1: Illustrative description of four criteria/categories described above
 - How extensive are the legal rules fostering investment?
 - How clear and accessible is the law affecting investment?
 - How well supported is the law administratively?
 - How well supported is the law judicially?



THE EFFECTIVENESS OF LAWS AFFECTING INVESTMENT

- How well supported judicially is investment law?
 - (e.g., independent judiciary, judicial review, procedural due process, preparedness of courts to rule against the government)
- Measuring the effectiveness of investment laws of the region



EBRD SURVEY ON THE CONTRIBUTION OF LAW TO FOSTERING INVESTMENT

- The need for a survey
- Survey conducted among:
 - Ministers of Justice
 - Private sector law firms
 - Academic consultants



USE OF SURVEY RESULTS

- Commentary to Annex 6.1
- Table 6.1: Grading of investment laws of each country



TABLE 6.1: OVERALL SCORE

	Extensiveness	Effectiveness	Overall Score
Czech Republic	4	4	4
Hungary	4*	3	4
Poland	4*	3	4
Bulgaria	4	3	3
Croatia	3	4	3
Estonia	3	4	3
Slovak Republic	4	3	3
Slovenia	3	4	3
Albania	2	2	2
Armenia	3	2	2



TABLE 6.1: OVERALL SCORE

	Extensiveness	Effectiveness	Overall Score
Belarus	3	1	2
FYR Macedonia	3	2	2
Georgia	3	1	2
Kazakhstan	3	1	2
Kyrgyzstan	3	2	2
Latvia	3	2	2
Lithuania	3	2	2
Moldova	3	2	2
Russian Federation	4	1	2
Romania	3	2	2



TABLE 6.1: OVERALL SCORE

	Extensiveness	Effectiveness	Overall Score
Ukraine	3	2	2
Uzbekistan	3	1	2
Azerbaijan	2	1	1
Tajikistan	2	1	1
Turkmenistan	2	1	1



TABLE 6.1: COMPOSITE: Classification

- (1) Legal rules often unclear and impose significant constraints to creating investment vehicles, security interests or repatriation of profits; availability of legal advice is limited; judicial and administrative support of the law is substantially deficient



TABLE 6.1: COMPOSITE: Classification

- (2) Legal rules often unclear; legal advice often difficult to obtain; legal rules impose constraints to creating investment vehicles; the taking of security or repatriation of profits; judicial and administrative support of the law is rudimentary; where adequate legal rules or legal advice exist, administration of the law is deficient



TABLE 6.1: COMPOSITE: Classification

- (3) Legal rules do not impose major obstacles to the creation of investment vehicles, the taking of security or the export of profits; legal rules are reasonably clear and specialised legal advice is available; judicial and administrative support of the law is often inadequate; where such support is adequate, legal rules often impose significant constraints



TABLE 6.1: COMPOSITE: Classification

- (4) Legal rules are clear, generally do not discriminate between foreign and domestic investors and impose few constraints; specialised legal advice readily available; investment laws reasonably well administered and supported judicially, although that support is sometimes patchy



TABLE 6.1: COMPOSITE: Classification

- (4*) Legal rules closely approximate generally accepted standards internationally and are readily ascertainable through sophisticated legal advice; investment laws are well administered and supported judicially, particularly regarding functioning of courts and land and the orderly and timely registration of proprietary or security interests



CONCLUSIONS FROM SURVEY

- Few countries' normative laws approximate generally accepted standards (*Poland and Hungary v Albania, Azerbaijan, Tajikistan and Turkmenistan*)
- Even countries with relatively good legal rules can have them severely compromised through poor accessibility and enforcement (*Russia, Uzbekistan*)



CONCLUSIONS FROM SURVEY

- Most countries have made more progress in enacting good investment laws than ensuring their effectiveness
- In a few countries, while investment laws fall short of international standards, the legal environment may nonetheless be supportive of investment (*Croatia, Estonia and Slovenia*)

制度を輸出する米国 アジアで進むジャパン・パッシング

グローバリズムの中で、成長を求め、市場経済への移行を急ぐアジア。そのためには競争の新しいルールとなる法制度の整備が不可欠だ。未来をにらむ米国は、そこへカネとヒトを注ぎ込む。戦略なき日本は…。

ここに1冊の報告書がある。「Law and Development Bulletin」——旧ソ連のカザフスタン、キルギスタンから中国、ベトナム、カンボジア、ラオスに至るアジア地域で、着々と進行している法律・制度の整備に関するプロジェクトについて、アジア開発銀行が今年4月にまとめたものだ。

54対3、米日の支援数に大差

競争のルールとなる「制度」を重視する米国と、長期的な視野を欠いた日本——そんな構図が、この報告書から浮かび上がる。

54対3——米国と日本がそれぞれ支援しているプロジェクト数である。現在、アジア地域で進んでいるプロジェクトは200件。支援組織には国際機関が多く、トップはアジア開発銀行の66件で、米国の54件はこれに次ぐ第2位だ。米国国際開発庁(USAID)とアジア財団が中心となって12カ国に支援している。

これに対して、日本は中国2件、スリランカ1件の計3件だけ。しかもその内訳をみると、すべてが世界銀行のプロジェクトに絡んだものだ。日本が独自に支援しているものは見当たらない。

「民主主義の伝道師」を自認する米国が法制度の整備に熱心なのは当然と思うかもしれない。確かにプロジェクトの中には、基本的人権や民主化のための計画がある。しかし、それ以上に重みを持っているのは実は、経済に関する法律なのだ。

アジアの法制度整備は、グローバリズムの流れと切り離して考えることはできない。かつて東西対立の時代、イデオロギーの代理戦争の舞台だったアジアはいまや、共産主義諸国を含め、市場経済化を進めることで世界市場に乗り出し、新たな成長をつかもうとしている。そのためには、債権の保全、不動産取引のあり方など、市場原理に合ったルールをつくらなければならない。それが民法、商法の改正などを含めた法制度プロジェクトのラッシュを生み出している。

米国の支援プロジェクトの内容をみても、民営化、経済構造改革、商法改正といった言葉が並ぶ。「政治の時代」から「経済の時代」へ、カザフスタンなどでは、最高裁判所を含めた法曹関係者の教育まで手がける。

この資料を目にした大手商社の幹部は、ため息を漏らす。「従来でもアジアで商売上のトラブルが生じた場合は、

旧宗主国の弁護士を雇わざるを得なかった。これからは米日との差がますます広がることになる」。

米国の法制度支援の中心的存在となっているアジア財団は54年、アジアでの民主化支援などを目的として設立されたもので、冷戦時代には、CIA(米中央情報局)との関係を噂されることもあった。それが、いまは「市場経済の育成」へと傾斜する。

政治から経済へ重点移す

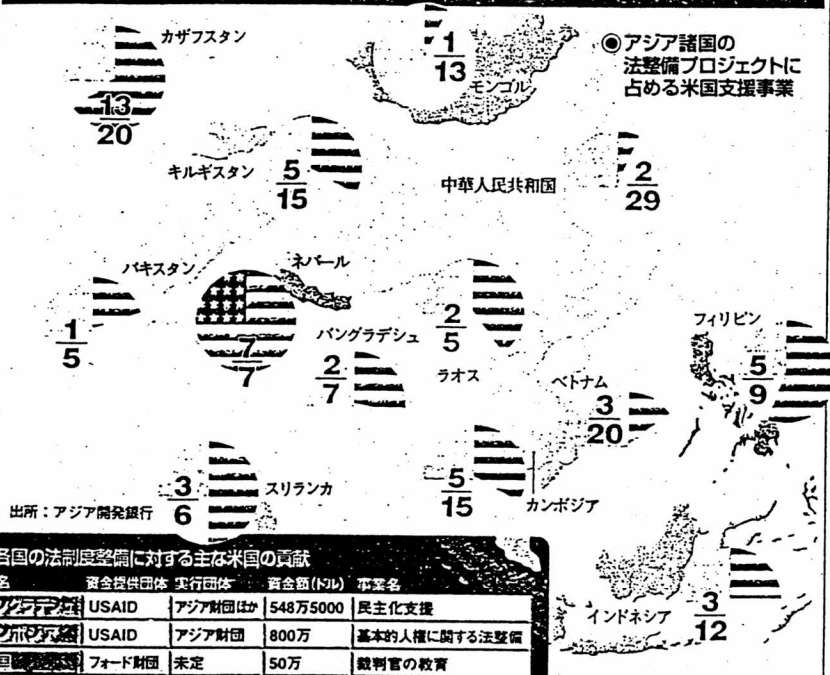
マーケットが国境を越え、グローバル経済の時代になったとはいえ、ルールが必要なことに変わりはない。つまり米国は、国家戦略の焦点を政治体制の攻防から、経済の「戦場」を支配するルール、つまり民法、商法など経済システムにかかわる分野へと移したのだ。戦う条件が自国に近ければ近いほど、自国企業にとって有利なことは論を待たない。

国連アジア極東犯罪防止研究所を中心に、刑法の分野ではアジアの法整備に協力してきた日本だが、経済分野での戦略は、なきに等しかった。95年のベトナム民法の改正に、上智大学の森島昭夫教授が協力したのが、ほとんど唯一の例と言っている。しかし、これも個人のボランティアに近く、日本の国家戦略とはほど遠いのが実情だ。

森島教授の活動は、ベトナムを訪問した際、司法大臣から「日本の法務大臣に民法改正への協力を頼んだのだが、何の返事も来ない。どうなっているのだろうか」と言われたことに始まる。

帰国して法務省に問い合わせると、「外務省の管轄」との返事。外務省に掛け合って支援へと話は動き出すが、今度は法務省に送るべき人間がい

アジアの経済システムづくりは星条旗の下で?



◎各国の法制度整備に対する主な米国の貢献

国名	資金提供団体	実行団体	資金額(ドル)	事業名
バングラデシュ	USAID	アジア財団ほか	548万5000	民主化支援
カンボジア	USAID	アジア財団	800万	基本的人権に関する法整備
中国	フォード財団	未定	50万	裁判官の教育
インドネシア	USAID	現地政府機関	1500万	経済法などの整備と研修
カザフスタン	USAID	現地政府機関	430万	資産売却に関する経済法
モンゴル	USAID	アジア財団	100万	市場経済に適した法整備と研修
ネパール	USAID	アジア財団	159万	高級研究所などの支援
フィリピン	USAID	アジア財団	333万3000	貧困者救済と司法監視など

を「経済問題」として認識するようになり、ベトナムの法制度改革に対する森島教授の支援は、96年度から「経済支援」と位置づけられるようになった。

今月の下旬、国際協力事業団はベトナム政府との間で「ヴェトナム重要政策中枢支援事業」を調印、土地登記や私有権など市場経済を律する法整備への協力を開始する。派遣事業部派遣第一課の芳賀克彦課長代理は「ベトナムで実績を積み、今後はカンボジアや中央アジアにも範囲を広げていきたい」と語る。法務省も今年4月に財団法人「国際民商事法センター」を発足させ、アジアへの制度輸出に遅まきながら本腰を入れ出した。

ない。そこで、行きがかり上、森島教授が2年間に延べ4回、ベトナムへ渡り、民法改正を担当する実務家を相手にセミナーを開催した。

この支援には「文化交流」という名目で予算が付いた。しかし、それは年1回のベトナム訪問分だけ。ベトナム側は、草案の策定作業の節目ごとにベトナムへ来ることを求めたが、その旅費さえ、ままならない。民法改正草案の日本語への翻訳料さえ、だれが負担するのかははっきりせず、森島教授が一時、立て替える始末だった。

反米の印象も強いベトナムだが、国交回復以前から米国の法律事務所関係

者らはベトナムに入っていたという。冒頭に紹介したアジア開銀の報告書でも、米国はアジア財団がベトナム司法省や「国家と法研究所」との間でプロジェクトを行っている。

また、インドシナ地域で見ても、アジア財団はタイ、カンボジア、ラオス、ベトナムの法曹関係者の協調・交流を目的とした「メコン地域法律センター」(Mekong Regional Law Center)を組織。着々と布石を打つ。

「小さな一歩」で間に合うか

戦略で動く米国と、個人の善意に依存する日本の差はあまりにも大きい。しかし、日本にも、ようやく変化の兆しが出てきた。外務省は、法制度問題

欧米の法制度を輸入するという点からいえば、日本は明治以来の経験者だからこそ、「教えてやるという姿勢ではなく、法体制に関する情報を交換し、ともに法務関係者の資質を高めていく」——そうした姿勢で臨むことの大切さを森島教授は説く。それがアジアの信頼を得ることになり、引いては日本の存在感を高める。

「送り出す人材の確保はもちろん、現地に派遣した人材の帰国後の処遇、言葉の障害など、法制度支援には、いろいろな問題がある。ベトナムをこれからのモデルケースにできればいい」(森島教授)。この小さな一歩さえ生かせないならば、日本企業にとって、グローバル化は結局、アングロ・アメリカン化だったという結論になってしまうのかもしれない。

New Laws, New Lawyers and the EBRD



John L. Taylor
*General Counsel of the
European Bank for
Reconstruction and
Development*

... unless significant levels of investment are made, the second phase of the transition to market economies may falter.

One of the most dramatic shifts in recent history is the movement towards market economies, macro-economic stability and, in many cases, the resumption of growth in the countries of the Former Soviet Union and Central and Eastern Europe. This is creating promising conditions and exciting opportunities in the region for both domestic and foreign investors, according to the 1995 Transition Report published by the European Bank for Reconstruction and Development (the EBRD). While emphasising success stories in a number of countries, the Transition Report cautions that, unless significant levels of investment are made, the second phase of the transition to market economies may falter. For this investment to take place there must be

further strengthening of a competitive market environment, and more stable 'rules of the game'.

The EBRD's mandate is to foster the transition towards market economies in the countries of the Former Soviet Union and Central and Eastern Europe, and to promote private and entrepreneurial initiative. The EBRD accomplishes this mandate primarily by the financing of specific projects that have a positive impact on the process of transition. As at the end of 1995 the EBRD had over 295 signed investment operations in the region with total committed investment exceeding ECU 5.9 billion.

The Agreement establishing the EBRD also mandates the EBRD to assist its recipient member countries to become fully integrated into the international economy through several measures, including the provision of technical assistance. Recognising fully the importance to sustainable economic development of stable 'rules of the game' and the establishment and continued strengthening of law administration and enforcement institutions, the EBRD has embarked on the provision of legal technical assistance to its countries of operation that will foster the transition process. To provide this legal technical assistance, the Legal Transition Team of the EBRD was established in 1995 to assist its countries of operation in promoting effective and enforceable laws within a sound legal institutional framework that will improve the investment climate, and facilitate sustainable economic development, enhance respect for the rule of law in economic development, and accelerate the transition process.

The EBRD's legal transition strategy involves the identification of projects which are likely to facilitate financing transactions involving the EBRD and other private investors, thereby providing a direct and obvious link to economic development through the increase in the size and volume of legally and commercially sound transactions. Through the Legal Transition Team, the EBRD is

International Business Lawyer March 1996

**... there is very little point in having well drafted laws ...
unless such laws are properly enforced by trained lawyers
and judiciary ...**

now able to undertake a more systematic and proactive legal transition programme in order to promulgate effective laws and procedures, and to encourage institutional development in its countries of operations.

In providing assistance in legal transition, the EBRD takes into account the role of other bilateral and multilateral institutions (such as the European Commission's PHARE and TACIS Programmes and the World Bank). In order to avoid duplication, the EBRD makes a conscious effort to coordinate its legal transition activities with these agencies. For example, although the EBRD is required to promote private and entrepreneurial initiatives in its countries of operations 'committed to and applying the principles of multi-party democracy, pluralism and market economics', adding a 'political' dimension to its mandate, the EBRD recognises the efforts of other agencies in the area of electoral, constitutional reform and does not include such assistance in its own legal transition programme.

The EBRD can provide added value in the development of business and investment laws. Working closely with EBRD bankers and authorities in its countries of operation, the EBRD's Legal Transition Team encourages the promulgation of effective and enforceable laws to remove obstacles identified or linked to the EBRD's investment operations and to assist in the creation of the optimal legal environment for the conduct of commercial and financial transactions. For example, through a process of on-going consultation with investors, lawyers and academics both within and outside its countries of operation, the EBRD developed the Model Secured Transactions Law. The Model Law is now being used as a guide for the reform of secured transactions laws in several of the EBRD's countries of operations, including the Slovak Republic, the Russian Federation, Hungary, Moldova and Azerbaijan. The Model Secured Transactions Law recognises the need to place internationally accepted legal standards in the context of the particular legal environment of the Former Soviet Union and Central and Eastern Europe.

The EBRD has also recognised that there is very little point in having well drafted laws on the statute books of its countries of operations unless such laws are properly enforced by trained lawyers and judiciary in a consistent, effective and non-discriminatory manner. The area of institutional development and legal training, therefore, is another important element of the EBRD's legal transition efforts.

The legal transition activities to date have been
International Business Lawyer March 1996

funded on a grant basis through technical cooperation funds provided mainly by member governments and administered by the EBRD. In investment linked law reform projects (such as development of concession laws in a concession investment project), the EBRD attempts to provide that, where practical, such grant funds will be reimbursed to the EBRD when the EBRD financing becomes effective.

In addition to its in-house expertise, the EBRD implements law reform projects by retaining outside legal advisers with expertise in the particular sector of law reform. Effective legal transition largely depends upon the cooperation of the relevant authorities within the recipient countries. The EBRD advocates the formation of a working group of relevant counterparts consisting of representatives of various ministries, the central bank and other organisations in each recipient country in order to ensure that the views or interests of the parties concerned are taken into account in the law reform process.

The existence of the proper legal environment and a respect for the rule of law is now recognised as an important element of the transition process. The EBRD is actively engaged in providing legal technical assistance in its countries of operations and looks forward to working more effectively with its counterparts and legal experts worldwide to promote the rule of law and the process of transition in the Former Soviet Union and Central and Eastern Europe

.....
John L Taylor, the General Counsel of the European Bank for Reconstruction and Development, has a first class honours degree in law from the University of Adelaide and a master in laws from Harvard Law School. His career, spanning 28 years in law and finance, includes private law practice in Adelaide, Sydney (with Stephen Jaques & Stephen now Mallesons Stephen Jaques) and Washington DC (with Cleary Gottlieb Steen & Hamilton). In addition, he has acted as in-house counsel to Conzinc Riotinto of Australia Limited, the Asian Development Bank and the World Bank. From 1985 to 1988 he was the Head of International Finance and General Counsel of Banque Paribas Capital Markets Limited, London, and, prior to joining the European Bank at its inception in April 1991, he was Head of the Co-financing Group, and subsequently the Private Co-financing Group, of the World Bank.